

平成 29 年 度

大井競馬番組



特別区競馬組合

目 次

1. 主 催	5
2. 競 馬 場	5
3. 競馬の呼称	5
4. 開催日時	5
5. 定 義	5
6. 出走申込	8
7. 調教師の届出	10
8. 騎 乗 申 込	11
9. 能力、調教試験	13
10. 馬 検 査	15
11. 番組賞金の算定	16
12. 格 付	16
13. 競 走 番 組	17
14. 負 担 重 量	17
15. 引き付け、検量、集合及び発走の時刻	19
16. 出 走 投 票	19
17. 蹄 鉄	25
18. 補 助 具	25
19. 出走の制限	25
20. 理化学検査	25
21. 外国産馬の出走資格等	26
22. 転入馬の資格等	26
23. 特別競走登録制度	27
24. 認定厩舎制度	27
25. 賞金・奨励金等	28
26. 同着の場合の賞金、奨励金等	34
27. 賞金、奨励金等の受領	35
28. 勝馬確定後の失格及び着順変更に伴う賞金等の取扱い	35
29. 賞金、奨励金等に対する納税	35
30. その他	35
大井競馬場レコード表	36
南関東地区許可蹄鉄一覧表	37
南関東地区の競走に使用許可する蹄鉄の取扱い基準	39
南関東地区で使用可能な補助具の取扱い基準	40
南関東地区における認定きゅう舎制度に関する申合せ事項について	41
南関東4競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について	47
南関東地方競馬において、地方競馬から中央競馬に移籍した騎手が 中央競馬交流競走以外の競走に騎乗する際の服色の指定に係る申合せ事項	50
特別区競馬組合競馬実施規則第51条に定める騎手が競走に騎乗するときに 使用する騎手服等について	52
南関東地方競馬に騎乗できる騎手及び騎乗の制限について	55

29年	4川崎						7大井						3浦和					4船橋		8大井												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
7月						スパーキングレディーカップ						ジャパンダートダービー												習志野きらっとスプリント	サンタアニタトロフィー							
										スターライトカップ																	シーサイドカップ					
8月	5川崎				5船橋				9大井					4浦和				6川崎					10大井									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
8月										黒潮盃													スパーキングサマーカップ								アフター5スター賞	
9月	6船橋				7川崎				11大井					5浦和					7船橋													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
9月							戸塚記念						東京記念						テレ玉杯オーバルスプリント								日本テレビ盃					

29年	12大井						8川崎						6浦和						8船橋						13						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	
10月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
10月			東京盃	レディースプレリユード					鎌倉記念							埼玉新聞栄冠賞								平和賞							
	ムーンライトカップ																													スターバーストカップ	
11月	大井			9川崎						14大井						7浦和				15大井											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
11月	ハイセイコー記念	JBCレディスクラシック	JBBCCスプリングカップ				ローレル賞	ロジータ記念						マイルグランプリ									浦和記念							勝島王冠	
																															ロイヤルカップ
12月	9船橋			10川崎						8浦和				16大井				井													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
12月					クイーン賞							全日本2歳優駿							ゴールドカップ										東京大賞典	東京2歳優駿牝馬	東京シンデレラマイル

30年	11川崎				9浦和				10船橋				17大井				12川																
	①	2	3	4	5	6	⑦	⑧	9	10	11	12	13	⑭	15	16	17	18	19	20	⑳	㉑	22	23	24	25	26	27	⑳	㉑	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
1月	報知オールスターカップ				ニューイヤークップ				船橋記念				TCK女王盃				川崎記念																
													桃花賞 ウインタースプリント																				
2月	崎		11船橋				10浦和				18大井				13川																		
	1	2	3	④	5	6	7	8	9	10	⑪	⑫	13	14	15	16	17	⑱	19	20	21	22	23	24	⑳	㉑	26	27	28				
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水					
		報知グランプリカップ				ユングフラウ賞				金盃				エンプレス杯																			
												雲取賞																					
3月	崎		19大井				12船橋				11浦和				20大井																		
	1	2	3	④	5	6	7	8	9	10	⑪	12	13	14	15	16	17	⑱	19	20	㉑	22	23	24	⑳	㉑	26	27	28	29	30	31	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
		フジノウエーブ記念				ダイオライト記念				桜花賞				京浜盃																			

競馬番組

1. 主催 特別区競馬組合

2. 競馬場 大井競馬場

東京都品川区勝島二丁目1番2号

3. 競馬の呼称

開催毎に発表する競馬競走番組による。

4. 開催日時

開催毎に発表する競馬競走番組による。

5. 定義

(1) 競馬場の所在等に関すること

ア. 南関東4場

南関東地区に所在する4競馬場（大井競馬場、浦和競馬場、船橋競馬場、川崎競馬場）の総称をいう。

イ. 他地区

南関東4場を除く地方競馬場又は主催者をいう。

なお、他地区所属馬が競馬に出走する際又は他地区所属騎手が競馬に騎乗する際は、競走番組表の馬名又は騎手名に、競馬場の最初の一字又は競馬場が所在する道県の最初の一字を付記する。

ウ. J R A

日本中央競馬会をいう。

なお、J R A所属馬が競馬に出走する際又はJ R A所属騎手が競馬に騎乗する際は、競走番組表の馬名又は騎手名に、と付記する。

(2) 競走馬に関すること

ア. 出走申込馬

出走申込をすることができる馬は、出走する開催の初日に満2歳から9歳までであり、地方競馬全国協会の登録が完了している馬とする。なお、10歳以上馬については、前年次に入着歴のあるA1級格付馬に限り、当該年次の資格を与える。

イ. 馬の年齢

馬の年齢は、満年齢等特に記載のない限り出生の年を0歳とし、以後毎年1月1日に1歳を加えて数える。

ウ. 馬の性

牡馬、牝馬、騾馬（去勢）とし、騾馬は牡馬として取扱う。

エ. 馬の区分

(ア) 外国産馬

出生地が日本国以外の馬をいい、当該馬が競馬に出走する際は、競走番組表の馬名に、**㊦**と付記する。なお、出走資格等は21の定めによる。

(イ) 転入馬

他地区又はJRAの所属から南関4場のいずれかに所属を変更しようとする馬をいう。なお、資格等は22の定めによる。

(ウ) 海外既走馬

日本国以外に在籍したことがあり、かつ、出走経歴を有する外国産馬をいい、当該馬が競馬に出走する際は、競走番組表の馬名に、**[外]**と付記する。なお、出走資格等は21の定めによる。

(エ) 外国馬

(3)のエの(ア)に出走するため、又は(3)のエの(エ)により開催執務委員長が特に指定した競走に出走するために地方競馬登録を受けた馬をいい、当該馬が競馬に出走する際は、競走番組表の馬名に、**㊦**と付記する。

オ. 格付による馬の区分

(ア) 格付馬

12の定めにより格付された馬をいう。

(イ) 未格付馬

12の定めにより格付されない3歳馬及び2歳馬をいう。

(ウ) 非格付馬

次に掲げる馬をいう。

- ① 転入馬
- ② 馬登録抹消後、再登録を完了した馬
- ③ 南関東番組編成会議により格付が抹消された馬

(3) 競走の種類に関すること

ア. 競走の意義に関するもの

(ア) 重賞競走

特別競走のうち、競走体系上特に重要な競走であって、別に定める競走をいう。

(イ) 準重賞競走

特別競走のうち、主に重賞競走の体系を補完するために実施される競走であって、別に定める競走をいう。

(ウ) 特別競走

各編成区分における賞金、出走馬の質等の高い競走であって、競馬競走番組に定めた競走をいう。

(エ) 特選競走

普通競走のうち一定条件を付した競走であって、競馬競走番組に定めた競走をいう。

(オ) 選抜競走

編成馬が別に定める基準等により決定された競走をいう。

- (カ) 普通競走
 - (ア)～(オ)以外の競走をいう。
- イ. 出走資格に関するもの
 - (ア) オープン競走
 - 特に記載のない限り、クラス、賞金等の上限を定めない競走をいう。
 - (イ) 条件競走
 - クラス、賞金等の上限を定めた競走及び上限と下限を定めた競走をいう。
 - (ウ) 新馬競走
 - 競走に出走したことがない馬（2歳未出走馬）に限った競走であって、競馬競走番組に定めた競走をいう。
- ウ. 格付に関するもの
 - (ア) 一般競走
 - 1 2の定めにより格付された馬による競走をいう。
 - (イ) 未格付競走
 - 次に定める年齢別の競走の総称として用いる。
 - ① 3歳競走
 - 3歳馬のうち格付されない馬による競走をいう。なお、オープン競走及び競馬競走番組に定められた格付馬の出走資格がある競走も含む。
 - ② 2歳競走
 - 2歳馬による競走をいう。
- エ. 交流競走に関するもの
 - (ア) 国際競走
 - 日本グレード格付け管理委員会（以下「格付け委員会」という。）により格付される、J R A所属馬、他地区所属馬及び外国馬が出走できる重賞競走をいう。
 - (イ) 指定交流競走
 - ① J p n 格付重賞競走
 - 格付け委員会により格付される J R A所属馬及び他地区所属馬が出走できる重賞競走をいう。
 - ② タート交流重賞競走
 - 格付け委員会における格付によらず、別に定める J R A所属馬及び他地区所属馬が出走できる重賞競走をいう。
 - ③ J R A交流競走
 - J R A所属馬が出走できる条件競走をいう。
 - ④ その他の競走
 - 前記①から③の交流競走当日に実施され、競馬競走番組で定める J R A所属騎手が騎乗できる競走をいう。
 - (ウ) 地方交流競走
 - 他地区所属馬が出走できる競走をいう。
 - (エ) その他交流競走
 - 別途開催執務委員長が指定し、競馬競走番組に定める競走をいう。

(4) 賞金算定に関すること

- ア. 本賞金
競馬競走番組に定めた着内賞金額をいう。
- イ. 取得賞金
当該馬が競走に出走して得た本賞金額又はその合計額をいう。
- ウ. 番組賞金
当該馬が競走に出走して得た本賞金額について、11及び22の(3)に定める方法により算定した額又はその合計額をいう。
- エ. 番組賞金算定日
番組賞金の算定は、番組賞金算定日までに取得した賞金で、11の定めにより算定する。格付は、番組賞金算定日をもって、12の定めにより決定する。
番組賞金算定日とは、競馬競走番組に特に記載のない限り、当該競馬の前々開催最終日(南関4場開催日割を基準とする)とする。ただし、前々開催・直前開催が重複する場合又は前々開催・直前開催の開催間隔がない場合は、競馬競走番組に定めた日とする。

(5) 負担重量の種類

- ア. 定量
馬の年齢又は性により定めるものをいい、競馬競走番組に「定量」と記載する。
- イ. 別定重量
馬の格、年齢、性、番組賞金の額、勝利度数、その他競馬競走番組で定める条件により算出するものをいい、競馬競走番組に「別定」と記載する。なお、特に記載しない場合についても別定重量として取扱う。
- ウ. ハンデキャップ(又はハンデ)
競走成績等を勘案し、番組編成委員が負担すべき重量を決定するものをいい、競馬競走番組に「ハンデキャップ」又は「ハンデ」と記載する。

(6) 競走成績

地方競馬における競走成績は、地方競馬情報処理システムから出力された当該馬の競走成績証明書に記載されたものとする。

JRAにおける競走成績は、JRAが発行した当該馬の競走成績証明書に記載されたものとする。なお、障害競走の競走成績を含む。

外国の競馬における競走成績は、公認競馬団体が発行した競走成績証明書又はこれに準ずる公認成績書に記載されたものとする。

6. 出走申込

(1) 申込日時

開催毎に発表する競馬競走番組による。

(2) 申込場所

東京都品川区勝島二丁目1番2号
特別区競馬組合競馬事務局競走課(大井競馬場)

(3) 申込手続

次に掲げる書類に申込手数料1頭につき1,000円を添えて申込まなければならない。

- ア. 出走申込書
- イ. 馬主登録証(写)
- ウ. 馬登録証
- エ. JRAにおいて登録されたことのある転入馬(未出走馬を含む。)はJRA発行の競走成績証明書
- オ. 委任状(調教師が代理人として申込み場合)

(4) 資格

次に掲げる資格を有するサラブレッド系の馬とする。

- ア. 5の(2)のアに該当する馬。
ただし、未出走馬(初回の競走で競走除外又は発走除外となった馬を含む。ただし、当該除外に伴い、再検査・出走停止等の処分・制裁等を受けたものは除く)については、3歳12月31日までに能力試験に合格し、4歳3月31日までに出走できる馬でなければならない。
- イ. 競馬競走番組表に記載の出走申込条件を備えた馬及び非格付馬ならびにA級格付馬
- ウ. 競走馬預託契約書の写を提出した馬
- エ. 馬の伝染性貧血検査証明書を提出した馬

(5) 欠格事項

次に掲げる一に該当する馬の申込を拒否する。

- ア. 馴致調教不十分と認められる馬
- イ. 眼が正常でないとして認められる馬。ただし、入厩後外傷により異常を生じたものについては、調教試験等の審査に合格した馬はこの限りではない。
- ウ. 競馬に参加して他の馬又は騎手に危険を及ぼすおそれがあると認められる馬
- エ. 能力が著しく劣ると認められる馬
- オ. 繁殖に供された馬
- カ. 出走停止期間及び出走制限期間が当該競馬にかかっている馬
- キ. 傷害馬見舞金の支給期間が当該競馬の馬検査日にかかっている馬。ただし、支給期間が、2ヵ月以上の場合で、馬検査日において支給期間が2/3以上を経過する馬については、この限りではない。
- ク. 休養期間が1年以上(最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで)の馬。ただし、事前に番組編成委員に申し出て馬登録の時効抹消を保留した馬、再登録が完了した馬及び転入馬はこの限りではない。
- ケ. 再検及び出走停止処分を受けたまま、南関4場間で所属場を変更した馬
- コ. 鼻出血の発症馬で、その後未出走のまま南関4場間で所属場を変更した馬
- サ. 入厩済みでない転入馬、その他能力、調教試験対象馬(免除馬を含む)
- シ. 入厩済みでない川崎、船橋、浦和所属馬
- ス. 地方競馬主催者の賞金等の返還要求に応じない馬主の所有するすべての馬

- セ. 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬
- ソ. その他、競馬の公正を害するおそれがあると認められる馬及び番組編成委員が特に認めた馬

(6) 出走申込馬の制限

競馬競走番組に定める出走申込日において、下表に該当する番組賞金額のC3級格付馬は、出走申込をすることができない。

年齢	1月～9月に出走申込時の番組賞金額	10月～12月に出走申込時の番組賞金額
4歳	—	150万円未満
5歳	150万円未満	300万円未満
6歳	300万円未満	450万円未満
7歳	450万円未満	600万円未満
8歳	600万円未満	750万円未満
9歳以上	750万円未満	750万円未満

なお、出走回数が、1月～9月に出走申込時の5歳は6回以下、6歳は8回以下の馬、また、10月～12月に出走申込時の4歳は6回以下、5歳は8回以下の馬については、出走申込制限の対象としない。

7. 調教師の届出

(1) 届出日時

開催毎に発表する競馬競走番組による。

(2) 届出場所

東京都品川区勝島二丁目1番2号

特別区競馬組合競馬事務局競走課（大井競馬場）

(3) 届出手続

預託管理馬が出走申込をしたときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ただし、提出された調教師の届出書に係る馬について調教師の変更があった場合には、新たに当該馬を管理することとなった調教師は馬検査日までに提出すること。

なお、調教師補佐及び大井競馬所属の新規調教師を2名以上雇用する場合は、調教補佐のため管理する馬を各自に分割して届出なければならない。

ア. 調教師の届出書

イ. 調教師免許証

ウ. 当該馬の調教師補佐に係る調教師補佐免許証

エ. 当該馬のきゅう務員に係る関東地方公営競馬協議会が交付したきゅう務員認定証

(4) 資格

地方競馬全国協会の免許を受けた調教師

8. 騎乗申込

(1) 申込日時

開催毎に発表する競馬競走番組による。

なお、交流競走等に係る騎乗申込については、別に定めた日時とする。

(2) 申込場所

東京都品川区勝島二丁目1番2号

特別区競馬組合競馬事務局競走課（大井競馬場）

(3) 申込手続

次に掲げる書類に申込手数料1,000円を添えて申込まなければならない。

ア. 騎乗申込書

イ. 騎手免許証

なお、当該開催までに免許交付が予定されている者については、最初の騎乗日までに騎手免許証を提出するものとする。

(4) 資格

地方競馬全国協会の免許を受けた騎手で、南関4場所所属騎手とする。

ただし、当該開催までに免許交付が予定されている者、交流競走等、当該競走当日の指定した競走に騎乗予定の騎手及び「南関東4競馬場における他地区地方競馬所属騎手及び外国人騎手の交流騎乗について」に定めた騎手については、この限りではない。

(5) 申込の拒否

競馬の公正を確保するため必要と認めるときは、騎乗申込又は騎乗を拒否することがある。

(6) 申込者の義務

ア. 大井競馬所属騎手は、当該開催の指定された日に点呼・訓示を受けるとともに、競走前日の午後9時から騎手調整ルームに入室すること。

イ. 川崎・船橋・浦和所属騎手は、指定された日に点呼・訓示を受け、競走前日の午後9時から自宅待機すること。

ウ. 交流競走等に騎乗するJRA、他地区及び外国人騎手は、別に定める。

(7) 減量騎手の取扱い

ア. 負担重量軽減の適用

新規免許騎手が競走に騎乗するときは、その負担重量を期間又は勝利数により次のとおり減量する。

ただし、騎手免許を受け騎乗経歴のある騎手は適用しない。

(ア) 期間

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 新規免許の日から1年未満の者 | 3kg |
| ② 新規免許の日から1年以上2年未満の者 | 2kg |
| ③ 新規免許の日から2年以上3年未満の者 | 1kg |

(イ) 勝利数

- | | |
|---------------------|------|
| ① 新規免許の日から 10 勝未満の者 | 3 kg |
| ② 新規免許の日から 25 勝未満の者 | 2 kg |
| ③ 新規免許の日から 50 勝未満の者 | 1 kg |

なお、この適用を受けている騎手は、次のような印で示す。

3 kg 減量騎手 ▲印 2 kg 減量騎手 △印 1 kg 減量騎手 ☆印

また、(イ)により減量の変更を行った場合においても、(ア)の適用期間は変更しない。

イ. 重賞競走及び準重賞競走の騎乗

- (ア) 南関東重賞（SⅡ・SⅢ）競走及び準重賞競走には騎乗できる。
- (イ) 南関東重賞（SⅠ）競走（主催者が特に定める J p nⅡ及び J p nⅢ競走を含む。）については、騎乗申込み時に、1 kg 適用の減量騎手が勝利回数 31 回以上の場合に限り騎乗できる。
- (ウ) 重賞競走及び準重賞競走騎乗に際しては、負担重量の軽減は行わない。
- (エ) 重賞競走及び準重賞競走騎乗後、負担重量の軽減を継続する。

ウ. 減量の変更と解除

- (ア) 減量の変更は、期間又は勝利数のいずれかの条件を満たしたときに適用する。
- (イ) (ア)の実施は次のとおりとする。
- ① 期間によるもの
減量期間満了が競馬開催中のものについては、当該競馬開催終了までア(ア)を適用する。
 - ② 勝利数によるもの
減量変更の条件を満たした開催を基点開催とし、当該基点開催から 2 開催目からとする。
- (ウ) 基点開催が分割開催又は競合開催のときは、あらためて協議決定する。
- (エ) 1 kg 適用の減量騎手から減量解除の申請があった場合は、減量を解除する。
減量解除を申請する騎手は、騎乗申込の際に所属調教師と連名で騎乗申込をする主催者に減量解除の届出を提出する。
なお、減量解除の申請を受理した主催者は、関東地方公営競馬協議会にその旨を通知する。
- (オ) 減量を解除した騎手は、その後の減量はしない。

付 則

- (1) この取扱いは、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) この取扱いの改正前に減量の適用を受けている騎手は、改正前の「南関東地区減量騎手の取扱い（昭和 59 年 4 月 1 日施行、平成 9 年 4 月 1 日一部改正）」による減量の適用を受けるものとする。
ただし、重賞競走及び準重賞競走の騎乗については、今回改正分を適用するものとする。また、減量の解除についてはウ-(エ)を準用する。

9. 能力、調教試験

(1) 試験日時

開催毎に発表する競馬競走番組による。

(2) 試験場所

大井競馬場

(3) 受験手続

出走申込に係る馬が(4)に該当する場合は、試験日の3日前までに能力、調教試験受験申請書を提出すること。

なお、補助具を使用する場合は、申請書に記入すること。

(4) 受験馬

次に掲げる一に該当する馬は、能力、調教試験を受験し、合格しなければ当該競馬に出走することができない。ただし、エ、カ、キ、コ、サ、シに該当する馬で川崎、船橋又は浦和競馬場において、当該競馬の第1日目の6日前までに合格した馬はこの限りでない。

ア. 大井在厩未出走の2・3歳馬(能力試験)

イ. 能力試験合格後、未出走で他の3場から転厩した2・3・4歳馬(調教試験)

ウ. 能力試験合格日の翌日から1年以上経過した未出走の3・4歳馬(再能力試験)

エ. 南関4場のいずれかで、発走又は競走調教不十分等のため出走停止処分を受けた馬(再調教・再発走試験)

オ. 鼻出血の発症により出走制限を受けた大井在厩馬(調教試験)

カ. 再検馬(再発走試験)

なお、発走再検を命ぜられた事象が、競馬場及び走路等の特性に起因すると認められる場合は、試験の方法等を変更する場合がある。

キ. 再検馬(再調教試験)

〔注 大井競馬場で調教再検を命ぜられた馬は、川崎・船橋・浦和競馬場の何れかで受験し合格した場合であっても、大井の試験に合格しなければ、大井競馬に出走することができない。
また、川崎・船橋・浦和競馬場で調教再検を命ぜられた馬は、大井競馬場で受験し合格した場合であっても、川崎・船橋・浦和の何れかの試験に合格しなければ、大井以外の競馬に出走することができない。〕

なお、調教再検を命ぜられた事象が、競馬場及び走路等の特性に起因すると認められる馬は、試験の方法等を変更する場合がある。また、当該馬が再検を指定された場以外で受験し合格した場合、再検を指定された場以外の競馬には出走することができるが、再検を指定された場の競馬に出走するためには、指定場で受験し合格しなければならない。

ク. 休養期間が1年以上(最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで)の大井在厩馬。(総合調教試験)

ただし、頭数制限を受けた馬は期間を延長することがある。

また、当該競馬の第1日目から起算して6ヵ月以内に調教試験、再発走試験、再調教試験のいずれかに合格した馬はこの限りではない。

- ケ. 能力試験合格日の翌日から6ヵ月以上経過した未出走の2・3・4歳馬（調教試験）
- コ. 休養期間が6ヵ月以上（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の馬。ただし、頭数制限を受けた馬は期間を延長することがある。（調教試験）
- サ. 川崎・船橋・浦和競馬場のいずれかで総合調教試験に合格し、未出走のまま転厩した大井在厩馬（総合調教試験）
- シ. 転入馬
 - (ア) 休養期間が1年以上（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の大井在厩馬（総合調教試験）
 - (イ) 休養期間が1年未満（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の馬（調教試験）
 - (ウ) 休養期間が1年未満（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の馬で、次に掲げる一に該当する馬
 - ① 当該競馬の前日から起算し、6ヵ月以内に再検を命ぜられた馬（調教試験）
 - ② 転入前の最終出走の際、発走において注意の処分を受けた馬（調教試験）
 - ③ 転入前の最終出走において、タイムオーバー又は能力不足となった馬（再調教試験）
 - ④ 当該競走の前日から起算し、1年以内に出走停止処分を受けた馬（再調教試験）
- ス. 番組編成委員・裁決委員・発走委員が指示した馬（再調教・再発走・調教・総合調教試験）

(5) 受験の免除

(4)のシの(イ)に掲げる転入馬において、転入前の最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日までに6ヵ月を経過しない馬は、出走申込時の申請により調教試験の受験を免除できる。この際、当該競馬に出走しないことにより免除の有効期間が失効した場合は、調教試験を受験しなければならない。ただし、頭数制限を受けた馬は期間を延長することがある。

なお、免除申請をせずに調教試験を受験し不合格となった馬は、免除の有効期間に係わらず、調教試験を受験しなければならない。

(6) 欠格事項

次に掲げる一に該当する馬の受験を拒否する。

- ア. 出走停止処分を受けた馬でその停止期間が1/2を経過しない馬
- イ. 鼻出血の発症により出走制限を受けた馬でその制限期間が2/3を経過しない馬
- ウ. 再検馬で再検を指示された日の翌日から10日を経過しない馬
- エ. 能力、調教試験不合格馬で不合格になった翌日から起算して6日を経過しない馬
- オ. 出走申込時に入厩済みでなかった馬
- カ. 番組編成委員・裁決委員・発走委員が指定した馬

(7) 能力・調教試験距離

	2歳	3歳			4歳以上
		1月～3月上旬	3月中旬～8月	9月～12月	
能力・調教試験	800	800	1,000	1,200	1,200

(単位m)

(8) 能力・再能力・再調教・再発走・総合調教試験制限タイム

種別	距離別	800 m	1,000 m	1,200 m	1,400 m	1,500 m
サラブレッド系		分 秒 5 5 . 0	分 秒 1 . 0 8 . 0	分 秒 1 . 2 2 . 5	分 秒 1 . 3 5 . 0	分 秒 1 . 4 2 . 5

(9) 調教試験制限タイム

種別	距離別	800 m	1,000 m	1,200 m	1,400 m	1,500 m
サラブレッド系		分 秒 5 6 . 0	分 秒 1 . 1 0 . 0	分 秒 1 . 2 4 . 0	分 秒 1 . 3 8 . 0	分 秒 1 . 4 5 . 0

ただし、タイム上合格しても次のいずれかに該当する馬は不合格とする。

- ア. 馴致調教不十分と認められる馬
- イ. 鼻出血（外傷性のものを除く。）を発症した馬

(10) 合格馬の有効期間

6ヵ月間とする。（合格日の翌日から起算）

(11) 総合調教試験

- ア. 受験資格馬
休養期間が1年以上（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の馬。
ただし、馬登録の時効抹消を保留した馬、再登録が完了した馬及び転入馬に限る。
- イ. 受験競馬場
その馬が所属する競馬場とする。
- ウ. 合格馬の措置
総合調教試験合格馬は原則として、合格時の所属競馬場において出走しなければ南関東他の3場の出走はできない。ただし、南関東他の3場の総合調教試験に合格したA級格付馬で番組編成委員が特に認めた場合はこの限りではない。

10. 馬 検 査

(1) 検査日時、場所

開催毎に発表する競馬競走番組による。

(2) 検査馬

出走申込馬で当該競馬に出走させる馬。

(3) 検査事項

- ア. 外貌検査
- イ. 歩様検査
- ウ. その他必要と認められること

(4) 欠格事項

次に掲げる一に該当する馬は馬検査を受けることができない。

- ア. 6の(4)に該当しない馬、6の(5)及び(6)に該当する馬
- イ. 疾病などにより出走を取り消した馬及び競走を除外された馬で、馬検査日とその診断書の診断期間にかかる場合
ただし、番組編成委員が認めた場合はこの限りではない。
- ウ. 出走申込後、転厩し、出走申込条件に該当しない馬
- エ. 当該競馬の前日から起算して、10日前までに入厩済みでなかった馬

1.1. 番組賞金の算定

番組賞金の算定は、番組賞金算定日までに取得した1着から5着までの着内賞金とする。

なお、3歳以上の競走で、1着賞金5,000万円を超える場合の1着馬の番組賞金は、5,000万円とする。(他地区地方競馬競走を含む)

ただし、下表の競走は1着から5着までの着内賞金に表中においてそれぞれの競走に対応する率を乗じた額(千円未満切捨)をもって番組賞金とする。

また、勝馬確定後に失格及び着順変更があった場合は、変更後の着内賞金で算定する。

	競 走 名	率
1	2、3歳馬の1着賞金700万円以上1200万円未満の競走	80%
2	2、3歳馬の1着賞金1200万円以上2000万円未満の競走	70%
3	2、3歳馬の1着賞金2000万円以上の競走	60%
4	B、C級条件の1着賞金500万円以上の競走	60%
5	J R Aが実施する指定交流競走	60%
6	他地区で実施するダートグレード競走 (2、3歳馬の競走に限る)	60%

※ 1・2・3・4については、南関東地区の競走に限る。

※ 2については、平成18年12月31日以前の競走は60%とする。

※ 6については、平成15年1月1日以降の競走に限る。

※ 4については、平成27年3月31日以前の競走は「1着賞金600万円以上の特殊競走(騎手招待競走等)」とする。

1.2. 格 付

(1) 格付基準

格付は、別表の格付基準表により番組賞金算定日までの番組賞金額をもって番組編成会議において決定する。

なお、勝馬確定後に失格及び着順変更があった場合は、変更された番組賞金による。

(2) 格付時期

3・4歳馬は、概ね下表の時期において格付する。

年齢 種別 月	3 歳							4 歳
	2	3	4	5	6	7	10	1
サラ	A1級	A2級	B1級	B2級	B3級	C1級	C2級	C3級

(3) 格付制限

番組賞金額が下表に該当する馬はC3級に格付しない。

年齢・時期	番組賞金額
4歳 3月末日	20万円未満
4歳 12月末日	80万円未満
5歳 12月末日	160万円未満
6歳以上 12月末日	240万円未満

格付基準表

1月～6月

7月～12月

馬齢格	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳以上
A1	2,300	3,000	3,600	4,700	5,300	5,800
A2	1,500	1,900	2,400	3,000	3,500	3,900
B1	1,100	1,400	1,800	2,300	2,800	3,100
B2	800	1,000	1,300	1,700	2,100	2,400
B3	500	700	900	1,300	1,700	1,900
C1		400	600	1,000	1,400	1,500
C2		200	400	700	1,100	1,200
C3		* 200未満	400未満 80以上	700未満 160以上	1,100未満 240以上	1,200未満 240以上

馬齢格	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳以上
A1	2,500	3,300	4,100	4,800	5,500	5,800
A2	1,700	2,000	2,500	3,100	3,700	3,900
B1	1,300	1,600	2,100	2,500	3,000	3,200
B2	1,000	1,100	1,400	1,800	2,200	2,400
B3	700	800	1,000	1,400	1,800	1,900
C1	400	500	700	1,100	1,400	1,500
C2	200	300	500	800	1,100	1,200
C3		300未満 20以上	500未満 80以上	800未満 160以上	1,100未満 240以上	1,200未満 240以上

* 4月以降は20以上200未満 (単位:万円)

(単位:万円)

1.3. 競走番組

開催毎に発表する競馬競走番組による。ただし、やむをえない事由により競走条件その他を変更することがある。

1.4. 負担重量

未格付競走及び一般競走(クラス混合競走を含む)については、番組賞金算定日まで取得した1着から5着までの着内賞金の合計をもって次のとおり取扱うものとする。

ただし、競馬競走番組で別に定める競走については、この限りではない。

(1) 2歳競走

(9月30日までに初日を迎える開催)

基準重量を牡馬54kg、牝馬54kgとし、番組賞金額により次のとおり加増する。

400万円につき 1kg

(10月1日以降に初日を迎える開催)

基準重量を牡馬55kg、牝馬54kgとし、番組賞金額により次のとおり加増する。

400万円につき 1kg

(2) 3歳競走

(5月31日までに初日を迎える開催)

基準重量を牡馬 56kg、牝馬 54kg とし、番組賞金額により次のとおり加増する。

600万円につき 1kg

(6月1日以降に初日を迎える開催)

基準重量を牡馬 56kg、牝馬 54kg とし、成績により加増することがある。

(3) 一般競走

基準重量を牡馬 56kg、牝馬 54kg とし、成績により加増することがある。

(4) 3歳馬の負担重量の減量

一般(混合)競走の基準重量から、3歳馬は下表のとおり減量する。また、同一開催で、開催初日と他の日の月が異なる場合は、開催初日が含まれる月の減量を適用する。ただし、南半球産の3歳馬については(9)を併用する。

(単位: kg)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4	4	3	3	2	2	1	1	1	—	—	—

(5) 二階級三階級のクラス混合競走基準重量

性別 \ クラス	最上級	一階級下	二階級下
牡	5 7	5 5	5 3
牝	5 5	5 3	5 1

ただし、成績等により加増・変更することがある。

(6) 四階級のクラス混合競走基準重量

性別 \ クラス	最上級	一階級下	二階級下	三階級下
牡	5 8	5 6	5 4	5 2
牝	5 6	5 4	5 2	5 0

ただし、成績等により加増・変更することがある。

(7) 勝得馬に対する加増

ア. 未格付競走で、番組賞金算定日後に出走し、1着を得た馬は1kg加増する。

イ. 一般競走で、番組賞金算定日後に出走し、1着を得た馬は以下の通り加増する。

特別競走勝馬 ・ 昇格予定馬 2kg加増

〃 ・ 未昇格馬 1kg加増

普通競走 1kg加増

ウ. J R A又は他地区における交流競走で、番組賞金算定日後に出走し、1着を得た馬は2kg加増する。

(8) 特別競走登録が可能な競走の取扱い

※2.3. 特別競走登録制度 参照

ア. 未格付競走

(1)～(2)及び(7)のア及びウを適用する。

イ. 一般競走

(3)～(6)及び(7)のイ及びウを適用する。

自己の格より上位の競走に出走する場合、最下級の負担重量より2kg減とする。

(9) 南半球産馬の負担重量の減量

基準重量から、下表のとおり減量する。

(単位：kg)

距離	馬齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1,600m 以下	2歳	/	/	/	/	/	/	3	3	3	3	3	3
	3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	4歳	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
1,600m 超 2,400m 未満	2歳	/	/	/	/	/	/	3	3	3	3	3	3
	3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	4歳	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-
2,400m 以上	2歳	/	/	/	/	/	/	4	4	4	4	4	4
	3歳	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
	4歳	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-

※1 7月1日から12月31日までの間に南半球で出生した馬に適用する。

※2 同一開催で、開催初日と他の日の月が異なる場合は、開催初日が含まれる月の減量を適用する。

15. 引き付け、検量、集合及び発走の時刻

- (1) 開催毎に発表する競馬競走番組による。
- (2) 出走投票の結果、取り止めとなった競走があったとき、また、その他の事由により時刻を変更することがある。
- (3) 指定交流重賞競走、東京ダービー競走等実施日については別に定め、開催毎に発表する競馬競走番組によるものとする。

16. 出走投票

(1) 投票日時

当該競走の2日前(前々日)、9時00分から10時00分まで。ただし、特に定める競走は、開催毎に発表する競馬競走番組による。

(2) 投票場所

東京都品川区勝島二丁目1番2号
特別区競馬組合競馬事務局競走課(大井競馬場)

(3) 投票手続

出走投票用紙に所要事項を記載のうえ、投票しなければならない。なお調教師を代理人として投票するときは、その委任状を提出すること。(出走申込時)

(4) 資格

次に掲げる馬とする。

ア. 馬検査に合格した馬

- イ. 各競走の出走条件を満たした馬
- ウ. 予備登録を必要とする競走は予備登録を完了した馬

(5) 欠格事項

次に掲げる一に該当する馬の投票を拒否する。

- ア. 健康に支障があり又は調教が十分でないと認められる馬
- イ. 鼻出血の発症馬で調教試験合格後自場を出走しなかった川崎、船橋、浦和在厩馬及び、未出走のまま南関4場間で所属場を変更した馬。ただし、番組編成委員が特に認めた馬はこの限りではない。
- ウ. 発走練習指定馬に指定された馬で、その後発走委員の癖矯正の確認を受けていない馬
- エ. 番組賞金算定日後、出走取消または競走除外となった馬。ただし、開催執務委員長が特に認めた馬はこの限りではない。
- オ. 当該競馬（3日以上重複した開催を含む）に1競走出走した馬（頭数制限を受けた馬を含む）及び開催にかかわらず、出走投票以降に他の競走に出走しようとする馬
- カ. 1日または2日重複した開催において、同一日に重複投票された馬
- キ. 馬検査日以降に転厩した馬及び馬検査日までに性変更又は馬名変更の手続が完了していない馬。ただし、開催執務委員長が特に認めた馬はこの限りではない。
- ク. 出走停止期間及び出走制限期間が当該競馬にかかっている馬
- ケ. 総合調教試験に合格し、自場を出走しなかった川崎、船橋、浦和在厩馬。ただし、番組編成委員が特に認めた馬はこの限りではない。
- コ. 地方競馬主催者の賞金等の返還要求に応じない馬主の所有するすべての馬
- サ. 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬
- シ. 競馬の公正を確保するため拒否する必要があると認められる馬

(6) 競走の種類及び出走可能頭数

競走の種類	出走可能頭数
重賞・準重賞	16 頭
オープン特別	16 頭
その他特別	16 頭
特 選	14 頭
選 抜	14 頭
普 通	14 頭

※ ただし、開催執務委員長が指定した競走を除く

(7) 頭数制限

- ア. 出走すべき馬の決定方法

出走投票の頭数が出走可能頭数を超えた場合は、次のとおり優先出走、及び抽せん等により16頭又は14頭（開催執務委員長が指定した競走は、指定した頭数）に制限し出走すべき馬を決定する。

(ア) 出走馬の優先順位（J R A所属馬、他地区所属馬及び外国馬は別に定める）

競走の種類	優先順位				対象となる競走
	1	2	3	4	
a. 国際競走	選定馬	補欠順位			東京大賞典*
b. 指定交流重賞競走	選定馬	補欠順位			東京スプリント* 帝王賞* ジャパンダートダービー* レディスプレリュード* 東京盃* J B Cクラシック* J B Cスプリント* J B Cレディスクラシック* T C K女王盃*
c. 地方交流重賞競走	選定馬	補欠順位			東京記念
d. 2・3歳馬の地方交流重賞競走	優先出走馬	番組賞金	大井在厩馬		黒潮盃 東京2歳優駿牝馬*
e. 2・3歳馬の重賞及び準重賞競走	優先出走馬	番組賞金	大井在厩馬		ゴールドジュニア ハイセイコー記念* 桃花賞 雲取賞 京浜盃* 羽田盃* 東京プリンセス賞* 東京ダービー* 優駿スプリント* スターバーストカップ
f. ハンデキャップ重賞・準重賞競走	優先出走馬	クラス	負担重量(注1)	大井在厩馬	サンタアニタトロフィー*
g. その他の重賞競走	優先出走馬	1年以内の重賞勝馬(注2)	クラス	大井在厩馬	大井記念* アフター5スター賞* マイルグランプリ* 勝島王冠* 東京シンデレラマイル* 金盃 フジノウェーブ記念*
h. その他の準重賞競走	優先出走馬	1年以内の重賞勝馬(注2)	クラス	大井在厩馬	

*優先出走がある競走

(注1) 負担重量とは、当該馬の負担重量に牝馬、3歳馬及び南半球産馬の負担重量の減量に相当する重量を加えて得た重量の大きいものから優先出走を認める。

(注2) 「1年以内の重賞勝馬」の「1年以内」とは、前年の当該重賞競走実施日から起算する。ただし、当該重賞競走の施行時期が変更され、対象となる期間が10ヶ月に満たない場合は、前年の同時期に実施された競馬開催の第1日から起算する。また、「重賞」とは、J R A、ダートグレード及び南関東の重賞競走とする。

- (イ) 上表に記載する d.～h. の競走において、優先順位同位の馬が抽せんの対象となった場合は、直近1年以内の成績かつ前5走がすべて6着以下の馬（JRA、ダートグレード及び南関東以外の競走はすべて6着以下とみなす）が最初に頭数制限の対象（優先除外）となる。ただし、総合調教試験、調教試験（鼻出血による調教試験は除く）合格後の最初の出走となる馬及び南関東転入後初出走となる馬は、頭数制限の対象（優先除外）としない。また、優先除外対象馬が除外頭数を超えた場合は、抽せんする。
- (ウ) 上表に記載のない種類の競走は、抽せんする。
- (エ) (ウ)は、大井在厩馬を最優先する。ただし、一般競走においては当該馬のクラス、未格付競走においては当該馬の番組賞金条件の競走がある場合は、この限りではない。
- (オ) (エ)によって大井在厩馬が頭数制限の対象となった場合の取扱いは、イの定めによる。
- (カ) クラス及び番組賞金は、当該競馬における編成時のものとする。
- (キ) 招待騎手が騎乗する馬は優先することがある。
- (ク) (ウ)で抽せんによる場合、番組編成委員が認めた馬は、優先することがある。
- イ. 出走できる馬の決定方法
- 出走投票の結果、大井在厩馬が頭数制限の対象となった場合、次のとおり取扱う。
- (ア) 対象となる競走
重賞・準重賞を除くすべての競走
ただし、別に定めのある競走、あらかじめ出走馬を選定する競走を除く。
- (イ) 優先出走
- ① 優先順位1位：前3開催（大井）に頭数制限（（10）ア. に相当する場合は除く）を受けた馬（ただし、（10）ア. の対象となる場合は優先しない）
 - ② 優先順位2位：前走で、JRA、南関東地区の競走において3着以内の馬
 - ③ 優先順位3位：前3走以内にJRA、南関東地区の競走において1着を得た馬
 - ④ 優先順位4位：前3走以内にJRA、南関東地区の競走において3着以内を得た馬
 - ⑤ 優先順位5位：
 - a. 総合調教試験、調教試験（鼻出血による調教試験は除く）合格後最初の出走となる馬
 - b. 南関東転入後、最初の出走となる馬
 - c. 初出走の馬
- (ウ) 最初に頭数制限の対象となる馬（優先除外）
- ① 優先順位1位：前3走がすべて10着以下の馬
 - ② 優先順位2位：前3走がすべて8着以下の馬
 - ③ 優先順位3位：前3走がすべて6着以下の馬
- 優先除外対象馬が除外頭数を超えた場合は、抽せんする。
※競走中止は10着以下としてみなす。
※（10）ア. の頭数制限の対象となる場合は、前3走内で（10）ア. の頭

数制限を受けた6着以下の競走を5着としてみなす（出走取消、競走除外の場合も含む）。

ウ. 抽せん等にもれた馬の取扱い

(ア) 当該馬のクラス（番組賞金条件）の競走がある場合は、頭数制限を受けた馬として取扱わない。

(イ) 同一日に同条件競走がある場合は（10）によるものとする。

(8) 騎乗の制限

ア. 騎乗回数

同一騎手が1日に連続して騎乗する回数は6回以下、1日に騎乗する回数は8回以下とする。ただし、交流重賞競走に騎乗予定の他地区所属騎手は「南関東4競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について」による。

なお、レース変更等に伴う連続騎乗はこの限りではない。

また、1日に2場での騎乗はできない。

イ. 重賞競走及び交流競走に騎乗の南関東地区所属以外の騎手が1日に連続して騎乗する回数、1日に騎乗する回数は、「南関東4競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について」による。ただし、減量騎手の負担重量の軽減は行わない。

ウ. 出走投票した後に騎乗変更した騎手は、その理由によっては、その後の騎乗を拒否することがある。

(9) 競走の取り止め及び順序の変更

ア. 出走投票の結果が4頭以下の場合は、その競走を取り止めとし、その代替の競走は編成しない。ただし、同一日に同条件の競走がある場合は（10）による。

また、競走の分割に該当する競走がある場合は（11）によるものとする。

イ. 出走投票の結果によって、競馬競走番組に定めた競走順序を変更することがある。

(10) 同条件競走（距離、賞金等の異なる選択競走も含む）の取扱い

同一日に同条件競走として、2競走以上実施する場合は、出走投票の結果により次のとおり取扱う。

また、同一日以外での同条件競走が4頭以下になる場合は、他の日の同条件競走の編成馬から繰り入れることがある。

ア. 抽せん等にもれ頭数制限を受けた場合

出走可能頭数に満たない同条件競走（他の日の同条件競走も含む）がある場合は、頭数制限を受けた馬を抽せん等によりその競走到出走投票したものとみなす。

また、この結果イの(ウ)、ウ、エに該当する場合はそれぞれの定めによる。

イ. 4頭以下の場合

(ア) 両方が4頭以下の場合

合わせて一競走到出走投票したものとみなす。

(イ) 一方が4頭以下で、かつ他方と合わせて9頭以下の場合

当該4頭以下の馬を他方の同条件競走到出走投票したものとみなす。

(ウ) 一方が4頭以下、他方が出走可能頭数以下で、両方合わせて10頭以上の場合
他方の同条件競走到出走投票した馬を、抽せん等により当該競走到出走投票し

たものとみなす。この場合において、当該競走の頭数は、他方の同条件競走の頭数を上回らないものとする。

また、この結果ウ、エに該当する場合はそれぞれの定めによる。

- (エ) 上記の(ア)(イ)にかかわらず、競走数確保のため必要がある場合は、3以上の同条件競走のうち、出走頭数が5頭を超える競走の超えた頭数を抽せん等により投票数が5頭に満たない競走に投票したものとみなすことがある。これにより頭数が増える競走は、他の同条件競走の頭数を上回らないものとする。

ウ. 5頭以上8頭未満の場合

他方の同条件競走の出走投票数が9頭以上で出走可能頭数以下の場合には、8頭を超えた数の馬を抽せん等により当該競走に出走投票したものとみなすことができる。

なお、この結果、当該競走は8頭を超えないものとする。

ただし、エに該当する場合は、その定めによる。

エ. 8頭の場合

当該競走を8頭とする。

ただし、他方の同条件の出走投票数が10頭以上で出走可能頭数以下の場合で、開催執務委員長が認めた場合は、1頭の馬を抽せん等により当該競走に出走投票したものとみなすことができる。

(11) 競走の分割

出走投票の結果、競走の取り止めがあったとき、次に掲げる一に該当する競走がある場合、その競走を抽せんにより分割することがある。

ただし、開催執務委員長が特に必要と認めた場合は、前日発売を実施する重賞競走当日に限り、下記のア、イ、ウに関わらず、その競走を抽せんにより分割することができる。

- ア. 普通競走で出走投票数が15頭以上の場合。ただし、分割した他方の競走との出走投票数の差が1頭を超えないものとする。

- イ. 特別競走（B級以上の競走を除く）で出走投票数が15頭以上の場合。ただし、分割した他方の競走との出走投票数の差が1頭を超えないものとする。

- ウ. 距離が同じ同条件の普通競走で合併後分割したとき、各競走が8頭以上となる場合。

ただし、開催執務委員長が特に必要と認めた場合は、距離が異なる同条件競走であっても、各競走が8頭以上となることを原則として、番組編成委員が分割することができる。この際、各競走の出走投票数は（10）により他方の同条件競走に出走投票したものとみなすことができる。

上記に該当する競走が2競走以上ある場合は、番組編成委員が分割する競走を指定する。

また、ア～ウの分割競走の着内賞金額及び競走条件（距離は含まない）は同一とする。

17. 蹄 鉄

- (1) 蹄鉄を使用しない馬は競走に出走できない。ただし、装鞍所集合以降に落鉄し再装蹄不能な馬についてはこの限りではない。
- (2) 別紙「南関東地区の競走に使用許可する蹄鉄の取扱い基準」に定めるところによる。

18. 補 助 具

別紙「南関東地区で使用可能な補助具の取扱い基準」に定めるところによる。
なお、補助具等の使用を必要とする場合は「補助具等使用申請書」を提出すること。

19. 出走の制限

- ア. 競走の結果、次に示す制限タイムを超えた馬及び制限タイムの記載のない距離の競走で著しく遅れて入線した馬は、一定期間出走を拒否することがある(能力不足)。
出走拒否期間 2歳馬：3開催 3歳以上：5開催

種別 \ 距離別	800 m	1,000 m	1,200 m	1,400 m	1,500 m	1,600 m
サラブレッド系	分 秒 5 5 . 0	分 秒 1 . 0 9 . 0	分 秒 1 . 2 3 . 0	分 秒 1 . 3 7 . 0	分 秒 1 . 4 4 . 0	分 秒 1 . 5 1 . 0

※ 特別指定競走（オープン競走を除く）の制限タイム

当該競走の出走頭数が9頭以上の場合は8着馬の走破時計から、8頭以下の場合には5着馬の走破時計から、J R Aのタイムオーバーの基準を適用する。

- イ. 出走取消をした馬、競走除外された馬については、その理由によっては、その後の出走を拒否することがある。
- ウ. 装あん所引付以降に鼻出血（内因性による）を発症した馬は、発症した日の翌日から起算して、1回目は30日間、2回目は60日間、3回目以上は90日間出走を制限する。
なお、原則として鼻出血発症馬は所属場において調教試験に合格し、所属場において出走しなければ南関東他の3場の出走はできない。ただし、南関東他の3場の調教試験に合格したA級格付馬で、番組編成委員が認めた場合はこの限りではない。
- エ. 競走においてアナボリックステロイドが検出されて出走停止を受けた馬は、当該処分を受けた日の翌日から起算して出走停止期間（30日間）を含めて6ヶ月間出走できない。ただし、競走馬理化学研究所による検査を自主的に受け、陰性であることが証明された馬は、出走停止期間経過後であれば、6ヶ月を待たずに出走可能となる。
競技外検査で陽性となった馬は、検体採取日から起算して6ヶ月間出走できない。ただし、競走馬理化学研究所による検査を自主的に受け、陰性であることが証明された馬はこの期間を解除する。
- オ. 規制薬物が検出された馬は、規制薬物での治療状況等を調査し、必要があると認めるときは出走を制限する。

20. 理化学検査

到達順位が第2位までの馬及び裁決委員が指定した馬については、理化学検査を受けなければならない。

2 1. 外国産馬の出走資格等

(1) 出走資格

外国の競走に出走したことがない馬とする。なお、出走申込時に輸出国の競馬統括団体の発行する外国の競走に出走したことがない旨の証明書（写でも可）を提出しなければならない。

ただし、地方競馬全国協会又はJRAの登録馬で外国の競走に遠征出走した馬、転入手続きが完了した海外既走馬及び交流競走の出走予定馬で、所属主催者における出走資格を満たしている馬はこの限りではない。

(2) 欠格事項

- ア. 繁殖に供された馬
- イ. 競馬の公正を害するおそれがあると認められる馬

2 2. 転入馬の資格等

(1) 転入資格

南関東地区以外からの転入馬は、出走申込時、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

※ 入厩・登録等が完了していても転入はまだ認められていません。出走申込することにより転入手続きが完了となります。ご注意ください。

ア. 年 齢

2歳から6歳までとする。

イ. 取得賞金額

1着から5着までの本賞金額について、以下により算出した合計額が、下表の金額以上の馬とする。

なお、本賞金とは、競走成績証明書に記載されたものとする。

<算出方法>

・地方競馬で取得した本賞金総額

全 額

・中央競馬で取得した本賞金総額

500万円以下の場合 全額

500万円を超える場合 500万円とそれを超える金額の60%の額を加算した額

(単位 万円)

種類 \ 年齢	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳
サラブレッド系	50	100	500	700	1,100

ウ. 上記ア、イに係らず、次の条件を満たしている馬については、転入を認める。

(ア) 勝利度数によるもの

4歳6勝、5歳8勝、6歳10勝以上の馬

(イ) 番組賞金算定後の格付によるもの

A級に格付される7・8歳馬

(ウ) 3歳馬において、中央競馬で実施する競走で5着以内に2回以上入着した馬。

(2) 欠格事項

次に掲げる馬は、転入することができない。

- ア. 鼻出血により出走制限を受けた馬
ただし、その後出走した馬はこの限りではない。
- イ. 調教再検（審）査を命ぜられた馬
ただし、その後出走した馬はこの限りではない。
- ウ. 出走停止処分を受けた馬。ただし、次の馬はこの限りではない。
 - (ア) 理化学検査陽性により出走停止処分を受けた馬で、その後、出走した馬
 - (イ) 障害競走の飛越により出走停止処分を受けた馬で、その後、出走した馬
 - (ウ) 競走調教不十分、発走調教不十分、能力支障等により出走停止処分を受けた馬で、出走停止処分後5回以上出走した馬
- エ. 公正を害するおそれがあると認められる馬

(3) 格付及び編成

転入資格を満たした馬については、南関東地区各場の競馬番組に示された「番組賞金の算定」、「格付」により格付及び編成を行う。（再転入馬については、再転入した時点の基準による。）

ただし、転入時における中央競馬で取得した賞金については、11の表中5「JRAが実施する指定交流競走」の規定は適用せず、次の方法で番組賞金を算定し、格付及び編成する。

500万円未満の馬 取得賞金額×1.0で算定

500万円以上の馬 500万円+（取得賞金額-500万円）×0.6で算定

また、(1) -ウの(ア)もしくは(ウ)の規定により転入が認められた馬で、取得賞金が(1) -イの取得賞金額に満たない馬は転入（出走申込）時の年齢に応じ、3歳100万円、4歳500万円、5歳700万円、6歳1,100万円を番組賞金と定め、当該番組賞金と調教試験合格時又は調教試験免除時の年齢を基準とし、格付及び編成する。

(4) 適用期間

平成29年1月1日から平成29年12月31日までに出走申込した転入馬に適用する。

2.3. 特別競走登録制度

(1) 概要

特別競走において、出走を希望する競走に編成される制度。馬の適性に合った競走距離を選択可能にすることで、競走内容の向上を図り、早期昇格の機会を与えるものである。

(2) 対象競走

競馬競走番組（概定）において、指定する競走を⑤と表示する。

(3) 申請方法

当該開催の前開催最終日までに「特別競走登録申請」を提出する。

2.4. 認定厩舎制度

認定厩舎制度については、別に定める。

25. 賞金・奨励金等

(1) 馬主

ア. 賞金

(ア) 着内賞金

1着から5着までの馬に対して、競馬競走番組表に示す額を支給する。

(イ) 着外手当

① 6着以下の馬に対し、次のとおり支給する。ただし、失格または競走を中止した場合は支給しない。

A 重賞競走

- | | |
|--|-----------|
| a. 東京大賞典・JBCクラシック・JBCスプリント・
JBCレディスクラシック | 300,000 円 |
| b. 東京ダービー・帝王賞・ジャパンダートダービー | 250,000 円 |
| c. 羽田盃・東京プリンセス賞・大井記念・黒潮盃・
東京盃・東京記念・東京2歳優駿牝馬・金盃 | 200,000 円 |
| d. 東京スプリント・優駿スプリント・
レディスプレリュード・マイルグランプリ・
ハイセイコー記念・TCK女王盃・京浜盃 | 180,000 円 |
| e. サンタアニタトロフィー・アフター5スター賞・
勝島王冠・東京シンデレラマイル・フジノウェーブ記念 | 150,000 円 |

B 準重賞・特別及び普通競走

10,000 円

② 前記①のA重賞競走を除く競走の着外馬に対し、次のとおり付加支給する。

ただし、失格又は競走を中止した場合は支給しない。

大井在厩馬 10,000 円

イ. 出走奨励金

重賞・準重賞に出走した大井在厩馬	135,000 円
A級・B級格付の大井在厩馬	135,000 円
C1級・C2級格付、3歳未格付、2歳未格付の大井在厩馬	130,000 円
C3級格付の大井在厩馬	110,000 円
C3級格付の川崎・船橋・浦和在厩馬	70,000 円
上記以外の川崎・船橋・浦和在厩馬	75,000 円

※格は番組賞金算定日時点のものとする。

ウ. 夜間特別出走奨励金（後半4競走）

1出走につき 3,000 円

エ. レコード賞

前回までの記録を更新し、なお、その開催の最高記録となった場合は、50,000 円を支給する。

オ. 傷害馬見舞金

競走中及び能力・調教試験中の事故馬に対し、予算の範囲内において見舞金を支

給する。

ただし、総合調教試験及び再能力試験中の事故馬には支給しない。

カ. 発馬機内膠着等による競走中止の場合の支給

発馬機内膠着等により発馬機から出ず競走中止扱いとなった馬は、大井競馬番組の25の(11)により支給する。

キ. ダートグレード競走出走付加奨励金

大井競馬場で実施される以下のダートグレード競走出走した大井在厩馬に対し、1出走につき350,000円支給する。

東京スプリント・帝王賞・ジャパンダートダービー・東京盃

レディスペリユード・JBCクラシック・JBCスプリント

JBCレディスクラシック・東京大賞典・TCK女王盃

ク. Jpn Iトライアル競走勝馬出走奨励金

大井競馬場で実施されるJpn I(GI)競走のトライアル競走(下表)において1着または2着となった南関東所属馬が、その優先出走権を行使して当該Jpn I(GI)競走出走した場合には、トライアル競走の1着馬に500,000円、2着馬に200,000円支給する。

トライアル競走名	着順	対象 Jpn I 競走	対象 Jpn Iに出走した場合の奨励金額
大井記念	1着馬	帝王賞	500,000円
	2着馬		200,000円
東京ダービー	1着馬	ジャパンダートダービー	500,000円
	2着馬		200,000円
東京盃	1着馬	JBCスプリント	500,000円
レディスペリユード	1着馬	JBCレディスクラシック	500,000円
勝島王冠	1着馬	東京大賞典	500,000円

(2) 調教師

管理馬が出走した場合は、次のとおり支給する。ただし、賞典停止以上の処分を受けた場合は、対象となる当該競走から停止を受けた期間は管理馬のすべてについて支給しない。

ア. 調教奨励金

下表のとおり支給する。(なお、1着となった場合は、1着賞金の1%の額を加えた額)

なお、発馬機内膠着等により発馬機から出ず競走中止扱いとなった場合は、大井競馬番組の25の(11)により支給する。

競走の種類		区 分		1 着	2 着	3 着	4 着	5 着	6 着以下及 び競走中止
		1	2	円	円	円	円	円	円
1	2の競走を除く競走			14,000	12,000	11,000	10,000	9,500	9,000
2	東京スプリント競走 帝王賞競走 ジャパンダートダービー競走 東京盃競走 レディスプレリユード競走 JBCクラシック競走 JBCスプリント競走 JBCレディスクラシック競走 東京大賞典競走 TCK女王盃競走			80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000

イ. 夜間調教管理奨励金（後半4競走）

小林在厩馬1出走につき 5,000円

その他1出走につき 3,000円

ウ. レコード賞

(1)のエの馬主に準じて30,000円支給する。

(3) 調教師補佐

調教師補佐（調教師補佐賞典支給願を提出した者。なお、大井競馬場所属の新規調教師で貸与馬房と預託馬を持たず、調教補佐業務を行なっている者を含む。）が調教補佐し管理している馬が出走した場合は、次のとおり支給する。ただし、賞典停止以上の処分を受けた場合は、対象となる当該競走から停止を受けた期間は管理馬のすべてについて支給しない。

ア. 調教師補佐奨励金

下表のとおり支給する。

なお、発馬機内膠着等により発馬機から出ず競走中止扱いとなった場合は、大井競馬番組の25の(11)により支給する。

競走の種類		区 分	
		1 出走	
1	2の競走を除く競走		円 9,000
2	東京スプリント競走 帝王賞競走 ジャパンダートダービー競走 東京盃競走 レディスプレリユード競走 JBCクラシック競走 JBCスプリント競走 JBCレディスクラシック競走 東京大賞典競走 TCK女王盃競走		30,000

- イ. 夜間調教管理奨励金（後半4競走）
 小林在厩馬1出走につき 5,000円
 その他1出走につき 3,000円

ウ. レコード賞

(1) のエの馬主に準じて30,000円支給する。

(4) 騎手

競走に騎乗した場合は、次のとおり支給する。ただし、騎乗停止処分を受けた当該競走は支給しない。

ア. 騎乗奨励金

下表のとおり支給する。

なお、発馬機内膠着等により発馬機から出ず競走中止扱いとなった場合は、大井競馬番組の25の(11)により支給する。

競走の種類		区分					
		1着	2着	3着	4着	5着	6着以下及び競走中止
1	2～6の競走を除く競走	円 14,000	円 12,000	円 11,000	円 10,000	円 9,500	円 9,000
2	3～5を除く重賞競走	18,000	17,000	16,000	15,000	14,000	13,000
3	JBCクラシック競走 JBCスプリント競走 JBCレディスクラシック競走 東京大賞典競走	120,000	110,000	100,000	80,000	70,000	60,000
4	帝王賞競走 ジャパンダートダービー競走	110,000	100,000	90,000	70,000	60,000	50,000
5	東京スプリント競走 東京盃競走 レディスプレリユード競走 TCK女王盃競走	100,000	90,000	80,000	60,000	50,000	40,000
6	ゴールデンステッキ賞競走	300,000	105,000	60,000	45,000	30,000	20,000

イ. 夜間騎乗奨励金（後半4競走）

1出走につき 3,000円

ウ. レコード賞

(1) のエの馬主に準じて30,000円支給する。

(5) きゅう務員

飼養管理補助馬が出走した場合は、次のとおり支給する。ただし、賞典停止以上の処分を受けた場合は、対象となる当該競走から停止を受けた期間は管理馬のすべてについて支給しない。

ア. きゅう務奨励金

下表のとおり支給する。

なお、発馬機内膠着等により発馬機から出ず競走中止扱いとなった場合は、大井競馬番組の25の(11)により支給する。

競走の種類		区 分					
		1 着	2 着	3 着	4 着	5 着	6 着以下及び競走中止
1	2の競走を除く競走	円 14,000	円 12,000	円 11,000	円 10,000	円 9,500	円 9,000
2	東京スプリント競走 帝王賞競走 ジャパンダートダービー競走 東京盃競走 レディスプレリュード競走 JBCクラシック競走 JBCスプリント競走 JBCレディスクラシック競走 東京大賞典競走 TCK女王盃競走	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000

- イ. 夜間きゅう務奨励金（後半4競走）
小林在厩馬1出走につき 5,000円
その他1出走につき 3,000円
- ウ. レコード賞
(1)のエの馬主に準じて30,000円支給する。

(6) 賞品

特に大井競馬競走番組表に定める競走(㊦印)については、予算の範囲内において、1着馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員に対し賞品を交付する。
ただし、処分にもなう賞典停止を受けた場合は、処分を受けた当該競走も含め交付しない。又、騎手については、騎乗停止処分を受けた当該競走には交付しない。

(7) 輸送費

ア. 下表の競馬場等から競走のため大井競馬場へ馬を輸送した場合は、下表の額を馬主に対し支給する。

小林在厩馬	60,190円（有料道路料金を含む）
船橋在厩馬	46,246円（ 〃 ）
浦和在厩馬	46,246円（ 〃 ）
川崎在厩馬	29,160円（ 〃 ）

- イ. 小林分厩舎から大井競馬場へ次に掲げる馬を輸送した場合は、その相当額を馬主に対し支給する。
- ① 能力、調教試験を受けるため輸送した馬
 - ② 初回のゲート練習及び調教のため輸送した馬
 - ③ 再度ゲート練習及び調教を行うよう番組編成委員が許可又は指示して輸送した馬
- ウ. 川崎、船橋及び浦和所属馬が当該競馬に出走の必要条件として番組編成委員又は裁決委員に特に指定され、調教試験のため馬を輸送し、かつ当該競馬に出走した場合は、その相当額を馬主に対し支給する。

(8) 生産牧場賞

重賞競走及び準重賞競走の1着馬の生産牧場で、次に掲げる条件を備え、かつ、開催執務委員長が適当と認めたものに対し、競馬競走番組表に定めた額を、日本軽種馬協会を経由して（非会員は直接）支給する。

- ア. 当該馬が生まれたとき、その母馬を飼養していたこと。
- イ. 現に軽種馬の生産に従事していること。
- ウ. 官公庁又は外国人（日本国内で軽種馬の生産事業を行っている外国人は除く）でないこと。

(9) ア. 大井出身馬重賞・準重賞優勝馬奨励金

大井競馬所属で、大井競馬場において初めて競走に出走し、他の競馬場に移籍したことがない2歳及び3歳馬が、別表に示す競走に優勝した場合には、別に定める規程に基づいて、当該馬の馬主、調教師、騎手、厩務員に対し、奨励金を支給する。

競走名	種類	条件	奨励金額			
			馬主	調教師	騎手	厩務員
羽田盃	S I	3歳	4,800	600	300	300
東京プリンセス賞	S I	3歳牝	2,400	300	150	150
東京ダービー	S I	3歳	6,400	800	400	400
優駿プリント	S II	3歳	2,400	300	150	150
ジャパングートダービー	Jpn I	3歳	8,000	1,000	500	500
黒潮盃	S II	3歳	1,600	200	100	100
ゴールドジュニア	準重賞	2歳	800	100	50	50
スターバーストカップ	準重賞	3歳	800	100	50	50
ハイセイコー記念	S II	2歳	1,600	200	100	100
東京2歳優駿牝馬	S I	2歳牝	2,400	300	150	150
桃花賞	準重賞	3歳牝	800	100	50	50
雲取賞	準重賞	3歳	800	100	50	50
京浜盃	S II	3歳	2,400	300	150	150

単位：千円

イ. 2歳新馬競走付加奨励金

着順	奨励金額	
	馬主	調教師
1着	320,000円	80,000円
2着	240,000円	60,000円
3着	160,000円	40,000円

(10) 頭数制限又は競走を取り止めした場合の支給

16の(7)による頭数制限、又は16の(9)による競走取り止めに該当した場合、次のとおり支給する。

ただし、16の(9)以外で競走取り止めした場合の支給額は、別に定める。

受給者	区分	頭数制限		競走取り止め	
		大井在厩馬	川崎・船橋・浦和在厩馬	大井在厩馬	川崎・船橋・浦和在厩馬
馬主		60,000円	支給しない	90,000円	10,000円
調教師		6,000円		6,600円	2,000円
調教師補佐		6,000円		6,600円	2,000円
騎手		6,000円※		6,600円	2,000円
きゅう務員		6,000円		6,600円	2,000円

※ 出走投票の結果、頭数制限を受けた馬に騎乗する予定の騎手が当該競走において他の馬に騎乗する場合は、支給しない。

(11) 競走除外(発馬機内膠着等による競走中止を含む)の場合の支給

馬場管理委員、裁決委員及び発走委員が認めた競走除外となった場合は、次に掲げる額を支給する。

ただし、大井本場在厩馬については装鞍所引き付け以前、その他の馬については、馬輸送以前に競走除外となった場合は支給しない。

- ア. 馬主 60,000円
- イ. 調教師 6,000円
- ウ. 調教師補佐 6,000円
- エ. 騎手 6,000円
- オ. きゅう務員 6,000円

(12) 競走不成立の場合の支給

着順確定前に災害・投石等の妨害行為その他の事由により競走若しくは、競走に係る開催執務委員の職務の執行に重大な支障があり、又は競走が所定の走路と異なる走路で行われた場合等で競走不成立となった場合は、別に定める額を支給する。

26. 同着の場合の賞金、奨励金等

同着となった場合は、次により支給する。

- ア. 馬主賞金は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの賞金の総額を同着頭数に等分して支給する。また、着外手当は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの着外手当の総額を同着頭数に等分して支給する。
- イ. 調教師、騎手及びきゅう務員の奨励金は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの奨励金の総額を、同着頭数に等分して支給する。
- ウ. 賞状及び賞品は、別に処理する。
- エ. レコード賞又は生産牧場賞は、競馬競走番組で定めたものを、等分して支給する。

27. 賞金、奨励金等の受領

次により取扱うこととする。

- ア. 賞金、奨励金等は、原則として銀行振込とする。
- イ. 馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員は、開催中に賞金、奨励金支給明細書を受け取ること。ただし、きゅう務員については、開催終了後に受け取ることができる。

28. 勝馬確定後の失格及び着順変更に伴う賞金等の取扱い

(1) 勝馬確定後の失格

勝馬確定後に失格となった場合は、馬主、調教師、調教師補佐、騎手、きゅう務員及び生産牧場は、当該馬に係るすべての賞状、賞品、奨励金、手当その他これに類する金品（以下「賞金等」という。）を受けることができない。

ただし、既に賞金等が交付されているときは、指定する期日までに返還しなければならない。

(2) 勝馬確定後の着順変更

勝馬確定後に着順変更となった場合は、変更後の着順に基づく賞金等を支給する。ただし、既に変更前の賞金等を受領している場合は、変更後の着順に基づく賞金等との差額を交付する。

29. 賞金、奨励金等に対する納税

(1) 馬主に対して支給する賞金及び出走奨励金の納税

1頭当たりの支払賞金及び出走奨励金の合計が75万円を超える場合は、下記の算式により主催者が源泉徴収して納税する。

$$\{(\text{賞金} + \text{出走奨励金}) - [(\text{賞金} + \text{出走奨励金}) \times 20/100 + 60 \text{万円}]\} \times 1021/10000$$

(2) 騎手に対して支給する奨励金等の納税

騎手に対して支給する奨励金、特別奨励金及びレコード賞等については、その10.21%の額（ただし、同一人に対して1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%の額）を源泉徴収所得税として主催者が徴収し、納税する。

※「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで施行されることに伴い、(1)及び(2)における源泉徴収所得税の税率が変更（10%→10.21%、20%→20.42%）。

30. その他

交流競走等及びこの競馬番組に定めのない事項については、別途定める。

大井競馬場レコード表

サラブレッド系平地競走

年月日	距離	タイム	馬名	性別	年齢	重量	騎手	馬主
		m 分 秒				kg		
51.12. 3	1,000	58.9	ジヨーンズシヤダイ	牡	3	53	山口 勲	吉田 善哉
H23.11. 3	1,200	1:10.1	☐スーニ	牡	5	57	☐川田 将雅	吉田 和美
52. 8.30	1,400	1:23.8	アガリスピード	牡	4	53	赤間 清松	ワイエム観光(株)
55. 6.14	内1,500	1:31.5	キクマツオー	牝	5	53	佐々木竹見	峯岸 瓊子
H18. 4.12	内1,600	1:37.2	アジュディミツオー	牡	5	57	内田 博幸	織戸 眞男
52. 7.12	1,700	1:43.2	ムツヒカリ	牡	6	52	赤嶺 本浩	(有)陸 商事
H23.11. 3	1,800	1:49.6	☐ミラクルレジェンド	牝	4	55	☐岩田 康誠	吉田 照哉
H22.12.29	2,000	2:00.4	☐スマートファルコン	牡	5	57	☐武 豊	大川 徹
52.11. 4	2,400	2:29.7	グッドボーイ	牡	4	57	高橋 三郎	松居 豊子
52. 5.27	2,600	2:42.8	アグネスチカラ	牡	6	54	高柳 恒男	吉田 権三郎

【参考】

34. 8.25	800	48.4	オンスロート	牡	3	54	赤間 清松	三輪野 憲治
61. 9.19	内1,200	1:13.1	ハナキオー	牡	4	53	堀 千亜樹	笠井 忠一
61. 8.16	内1,800	1:54.5	アサヒタイヨー	牡	5	52	桑島 孝春	市川 弘
56. 6. 4	2,500	2:35.7	タイムリーヒット	牡	5	51	高橋 三郎	川崎不動産(株)
56. 4.28	2,800	2:57.1	アズマキング	牡	5	57	岡部 盛雄	(株)上山ビル
51.12.20	3,000	3:08.6	ファインポート	牡	4	54	竹島 春三	佐野 行男

※年齢については、出走時点の表記です。

南関東地区許可蹄鉄一覧表

平成 29 年 1 月 1 日

1. 中央競馬で使用許可されている国産蹄鉄

No	会社名	国名	製品名	蹄鉄の形状等
1	タイウ	日本	RS	スタンダードタイプ
2	タイウ	日本	NRS	RS (No.1) タイプ鋼片無
3	タイウ	日本	RSC	RS (No.1) タイブラバー付
4	タイウ	日本	NRSC	RS (No.1) タイブラバー付鋼片無
5	タイウ	日本	RSK	RS (No.1) 厚尾タイプ (鉄尾が3mm厚い)
6	タイウ	日本	NRSK	RSK (No.5) タイプ厚尾鋼片無
7	タイウ	日本	TRS	RS (No.1) トゥシューズタイプ (接地面より鋼片が2mm高い)
8	タイウ	日本	ORS	アウトターリムタイプ (蹄鉄下面外縁が内縁より3mm高い)
9	タイウ	日本	TORS	ORS (No.8) タイプで接地面より鋼片が2mm高い
10	タイウ	日本	RSZ・ZRS	全周に溝が有り、外側全周に鋼片があるタイプ
11	タイウ	日本	ARS	外側全周に溝があるタイプ
12	タイウ	日本	RSV・VRS	全周に溝があり、幅が狭いタイプ
13	タイウ	日本	TRSV	RSV (No.12) トゥシューズタイプ (接地面より鋼片が2mm高い)
14	タイウ	日本	RSVC	RSV (No.12) タイブラバー付
15	タイウ	日本	RSW	RS (No.1) より幅が広いタイプ
16	タイウ	日本	NRSW	RSW (No.15) タイプ鋼片無
17	タイウ	日本	RSWC	RSW (No.15) タイブラバー付
18	タイウ	日本	NRSWC	RSW (No.15) タイブラバー付鋼片無
19	タイウ	日本	EU	スタンダードタイプ
20	タイウ	日本	EUC	EU (No.19) タイブラバー付
21	タイウ	日本	NEU	EU (No.19) タイプ鋼片無 (旧フランスタイプ)
22	タイウ	日本	TEU	EU (No.19) トゥシューズタイプ (接地面より鋼片が2mm高い)
23	タイウ	日本	RSM	RS (No.1) タイプの溝をV字型カットしたタイプ
24	タイウ	日本	RSO	鉄頭部外縁の傾斜を取り除いたタイプ
25	タイウ	日本	RSE	トラディショナルタイプ
26	尾形	日本	SO	スタンダードタイプ
27	尾形	日本	HSO	スタンダードタイプ (ホップスター)
28	尾形	日本	NSO	SO (No.25) タイプ鋼片無
29	尾形	日本	KO	HSO (No.26) 厚尾タイプ (鉄尾が4mm厚い)
30	尾形	日本	TSO	SO (No.25) トゥシューズタイプ (接地面より鋼片が2mm高い)
31	尾形	日本	ZO	全周に溝、外側全周に鋼片があるタイプ
32	尾形	日本	ZO	ZO (No.30) タイプ側鉄唇付
33	尾形	日本	NZO	ZO (No.30) タイプ鋼片無
34	尾形	日本	IZO	全周に溝、内側全周に鋼片があるタイプ
35	尾形	日本	HO	外側全周に鋼管 (鋼管内部は空洞) を挿入タイプ (ホール)
36	尾形	日本	WSO	スタンダードタイプ
37	尾形製作所	日本	PWO	スタンダードタイプ
38	尾形製作所	日本	PZO	スタンダードタイプ
39	尾形製作所	日本	PZ3	PZO (No.37) タイプ側鉄唇付
40	尾形製作所	日本	PSO	PWO (No.36) の溝を外側に出したタイプ

41	尾形製作所	日本	PWC	PWO (No.36) タイブラバー付
42	高月	日本	TAS	スタンダードタイプ
43	高月	日本	TAA	TAS (No.41) タイブ鋼片無
44	柏陽	日本	HK	スタンダードタイプ (外側全周に鋼片がある)
45	柏陽	日本	3HK	HK (No.43) タイブ側鉄唇付
46	柏陽	日本	HRC	スタンダードタイプ (鉄頭部だけに鋼片がある)
47		日本	RN	競走ニューム (競走専用タイプ)
48	日本競走蹄鉄	日本	STO	兼用蹄鉄 (OS製 スリム トゥーシューズ)

2. 中央競馬で使用許可されていない国産蹄鉄で、南関東地区で使用が許可されている蹄鉄

49		日本	平ニューム	競走ニュームの溝をなくし、幅を広くしたタイプ
50	尾形	日本	ニューム蹄鉄	俗称：大井鉄、平ニューム (No.48) の幅を狭くしたもの
51	田代	日本	ハイベスト	蹄鉄上部にクッションを装着したもの
52	タイワ	日本	CS	蹄鉄上部にクッションを装着したもの
53	タイワ	日本	RSD	RS (No.1) 全溝タイプ (蹄鉄の幅を狭くしたもの)
54	タイワ	日本	SRS	RSW (No.15) の幅をさらに広くしたもの
55	タイワ	日本	SRSK	SRS (No.53) 厚尾タイプ (鉄尾部の厚さ 13mm・後肢用)
56	タイワ	日本	SRN	蹄鉄の幅と厚みを広げ、耐磨耗性を高めたタイプ
57	タイワ	日本	3RSZ	RSZ (No.10) タイブ側鉄唇付
58	タイワ	日本	RSZC	RSZ (No.10) タイブラバー付
59	尾形	日本	DHS	外側全周に鋼片が有り、蹄鉄内部を空洞にしたタイプ
60	尾形	日本	KKO	SO (No.25) の内部を空洞にし、軽量化したタイプ
61	尾形製作所	日本	PCO	PWO (No.36) タイブラバー付
62	尾形製作所	日本	PHO	フィールド加工蹄鉄の鉄頭部に鋼片を埋め込んだタイプ
63	尾形製作所	日本	PZ	フィールド加工蹄鉄の全周に鋼片を埋め込んだタイプ
64	田代	日本	スチールヘッド	鉄頭部に垂直に鋼片を埋め込んだタイプ
65	田代	日本	スチールヘッドエッチ	スチールヘッド (No.63) 全溝タイプ
66	田代	日本	スチールライン	スチールヘッド (No.63) 全鋼片タイプ
67	田代	日本	スチールラインエッチ	スチールライン (No.65) 全溝タイプ
68	柏陽	日本	HZ	HK (No.43) 全鋼片タイプ
69	柏陽	日本	3HZ	HZ (No.67) タイブ側鉄唇付
70	柏陽	日本	厚尾	後肢用厚尾タイプ

3. JRAで使用許可されている外国製蹄鉄

使用に際しては、馬体検査時までには使用を申請し、馬場管理委員が使用を許可した場合に限り、競走で使用することができる。

南関東地区の競走に使用許可する蹄鉄の取扱い基準

1. 禁止蹄鉄

- (1) 禁止蹄鉄は次のとおりとする。(地方競馬実施規則第36条の規定による。)
 - ① 鉄さい(先端が四角でブロック状のものを含み、スパイク状の突起をいう。)を付したもの
 - ② 鋭縁を有するもの
 - ③ ゆう状突起、堤状突起又は欠刻を有するもの
 - ④ 尖釘を付したもの
 - ⑤ 釘頭をことさら突出させたもの(釘頭の突出は2mmまで)
- (2) 既に蹄鉄としての承認を受けた蹄鉄であっても、加工等を施しその結果、競走の用に適さないと馬場管理委員が判断した蹄鉄は使用を禁止する。

2. 申告、申請の必要なく、競走に使用できる蹄鉄

別表「南関東地区許可蹄鉄一覧表」に掲げられた蹄鉄

3. 馬体検査までに申告が必要な蹄鉄

- (1) 鉄製尋常蹄鉄(俗称:調教鉄)
- (2) 肢蹄保護のために使用する特殊な蹄鉄

4. 馬体検査までに申請し、馬場管理委員の使用許可が必要な蹄鉄及び装着方法等

- (1) JRAで使用が許可されている外国製兼用蹄鉄
- (2) JRA又は全国何れかの地方競馬場で使用が許可されている国産の蹄鉄
- (3) 接着剤を用いて蹄鉄を装着する場合
- (4) 蹄底に保護剤を使用する場合

付 則

この基準は、平成11年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

南関東地区で使用可能な補助具の取扱い基準

平成 10 年 11 月 9 日 制 定
平成 13 年 3 月 11 日 表記一部修正
平成 16 年 9 月 30 日 一 部 改 正
平成 25 年 4 月 1 日 全 部 改 正

1. 使用を禁止する補助具

- (1) 馬の視界を 1/2 を越えて遮るプリンカー
- (2) ネーザルストリップ
- (3) コーネルカラー
- (4) アイシールド・透明半頭面

※ただし片側のみであれば使用可（失明馬での使用は失明眼側のみ）。

2. 使用を制限する補助具

- (1) 馬体検査までに申請を要するもの
プリンカー（遮眼革）※馬の視界が 1/2 以上確保できるもの
- (2) 発走地点までに限り使用を認めるもの
 - ①頭絡の外側に着けた覆面（通称二重メンコ、上メンコ）
 - ②鼻縛り
 - ③上顎ゴムバンド
 - ④リップネット（騎乗の安全）（競走能力影響）
 - ⑤折り返し手綱（通称引き返し）
 - ⑥リップチェーン（チェンシャンク）
 - ⑦チフニビット（通称ハートはみ）

3. その他

この基準に記載の有無にかかわらず、鞍ずれ防止帯（胸がい）、はみ吊り、シャドウロール、チークピース（シーブスキンチークピース）以外の、特殊な馬具や補助具の使用を希望するときは、馬体検査までに開催執務委員に申請するものとする。

付 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 5 月 11 日	確 認
平成 24 年 3 月 6 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 26 年 11 月 1 日	一部改正
平成 28 年 2 月 23 日	一部改正
平成 28 年 5 月 24 日	一部改正

南関東地区における認定きゅう舎制度に関する申合せ事項について

平成 18 年 3 月 28 日から南関東地区で開始される認定きゅう舎制度を円滑に実施するため、南関東地区 4 場主催者の合意事項として、下記のとおり申し合せを行う。

記

1. 認定きゅう舎制度を実施する目的について

南関東地区における認定きゅう舎制度の導入は、設備の整った民間の施設を活用することにより、調教師に調教管理の選択肢を拡大させ、よりレベルの高いレースをファンに提供することを目的とする。

2. 認定を行う牧場等の施設について

(1) 認定を行う牧場等の施設に関して、施設を所有する者が公的機関で、施設を所有する者と施設を運営する者が異なる場合で、施設を所有する者から、施設を運営する者に対し、施設を所有する者としての権限を行使することを証明する書類が提出された場合は、施設を運営する者を施設を所有する者と見做すことができる。

(2) 認定を行う牧場は、競走馬の調教を行うために十分な距離（目安としては直線走路で 500 メートル以上、周回走路で 1,000 メートル以上）がある馬場、付帯する施設、勤務する人物、警備環境、防疫対策等、南関東地区におけるきゅう舎認定要綱に記載された全ての条件を網羅し、将来に渡り、これらの諸条件を継続的に維持する見込みがあると認められるものでなければならない。

(3) 競馬の公正を確保する観点から、認定を行う牧場等の施設において勤務する者の中に、下記項目に該当する者が含まれる場合、当該施設の認定は行わない。

- ・ 競馬関与禁止又は停止の処分を受けている者、及び競馬法違反者
- ・ 麻薬、覚醒剤等の薬物による法違反者
- ・ 不法行為を行う団体又は者（暴力団、暴走族等）に関与する者及び親交がある者
- ・ 刑法により執行猶予中の者、及び保護観察中の者

なお、認定を行った後に、当該施設に上記項目に該当する者が含まれることが判明した場合は、上記項目に該当する者の排除を求め、求めに応じない場合は、当該認定を取り消すこととする。

(4) 申請があった施設で勤務する従業員等に関して、競馬の公正確保に対する影響の有無についての調査は、関地協が一括して、地全協に対し依頼することとする。このことを円滑に実施するため、認定きゅう舎の申請書類の提出を受けた主催者は、極力早期の段

階で、関地協に申請書類の写しを送付することとする。

- (5) 南関東地区における認定馬房数は、当面、1調教師あたり1施設かつ6馬房以内とする。
- (6) 南関東地区各場間で、同一施設に対する認定の可否判断が異なることは好ましくないため、南関東地区の他の主催者が認定した施設から申請が行われた場合、該当する同一施設内の別棟のきゅう舎が防疫対策上好ましくない等の明確な理由がない限り、原則的に、新たな申請を受けた主催者は認定を行うものとする。ただし、申請を受けた主催者側で、当該競馬場における在きゅう頭数等の理由から、認定きゅう舎の増加を認めない場合は、この限りでない。
- (7) 調教師から認定きゅう舎の申請が行われた主催者が、牧場施設等の実態調査を行う際に、認定の可否等の判断基準の参考とするため、南関東地区の他の主催者から同行することを依頼された場合、申請が行われた主催者は、他の主催者が同行することを認め、協力するものとする。
- (8) 認定きゅう舎の施設等に関して、主催者が問題点を認めた場合、主催者は、施設の改善等の指導を行うことができる。なお、この場合、主催者は、改善が行われるまでの間、当該施設からの出走を認めないことができる。

3. 認定きゅう舎の認定を取り消す場合の要件について

主催者が認定を行った認定きゅう舎が、下記の一つに該当した場合は、当該認定を取り消すこととする。

- ・調教師から、認定きゅう舎の取消し申請があったとき。
- ・認定を受けていた調教師が、調教師免許を失ったとき。
- ・認定を受けていた施設が、認定の要件を満たさなくなったとき。
- ・認定きゅう舎の申請等に際し、虚偽の申告等があったことが判明したとき。
- ・調教師が、認定きゅう舎に関して、主催者からの調査を拒み、妨げ、または主催者からの指示に従わなかったとき。
- ・調教師が、競馬の公正確保上必要な報告を行わなかったとき、または虚偽の報告を行ったとき。
- ・調教師が、認定きゅう舎の管理において、調教師の責務、公正確保対策、防疫・衛生対策を遵守しなかったとき。
- ・主催者が、認定きゅう舎が競馬の公正を害するおそれがあると認めたとき。

4. 指定きゅう務員の取扱いについて

(1) 関地協のきゅう務員設置認定について

認定きゅう舎で勤務するきゅう務員は、関地協が行うきゅう務員設置認定を受けなければならない。このため、競馬場又はトレーニングセンターで、主催者及び関地協が実施しているきゅう務員設置認定面接日に、新規申請、更新申請等の所定の手続きを行い、面接を受けなければならない。また、関地協きゅう務員設置認定要綱に基づいたきゅう舎移動、住所・氏名・本籍等の変更、移動の届出、取消申請等の諸手続きを行わなければならない。

また、同一調教師の所属きゅう務員として、認定きゅう舎と競馬場施設内のきゅう舎

間のきゅう舎移動を行う場合は、「認定きゅう舎認定要件変更届出」(別紙様式)により、手続きを行うものとする。

また、認定きゅう舎から他の認定施設への移動は「きゅう務員移動届出書」により手続きする。

(2) きゅう務員の指定について

調教師は、「認定きゅう舎認定申請書」(別紙様式)により、主催者に認定きゅう舎で勤務するきゅう務員を指定しなければならない。また、認定きゅう舎に勤務するきゅう務員に変更がある都度、「認定きゅう舎認定要件変更届出」(別紙様式)により、主催者に届け出なければならない。

なお、認定きゅう舎を申請した時点で指定したきゅう務員が関地協のきゅう務員設置認定を受けていない場合は、認定きゅう舎が認定されるまでの間に、きゅう務員設置認定申請を行わなければならない。

調教師から申請・届出を受けた主催者は、関地協にその旨を通知する。届出を受けた関地協は、一般きゅう務員・認定きゅう舎きゅう務員の区別を記載したきゅう舎別きゅう務員名簿を作成し、主催者に配付する。

(3) 指定きゅう務員に対する主催者の取扱いについて

南関東地区各主催者は、所属場の一般きゅう務員に関しては、制服、夏期・年末一時金等に対する助成を行っているが、認定きゅう舎に勤務する指定きゅう務員については、これらの助成は行わないこととする。よって、指定きゅう務員が、競馬場で馬を引付ける際に使用する制服等は、管理調教師が調達するものとする。

(4) 指定きゅう務員の研修会等への参加について

主催者が、きゅう務員を対象とした研修会等を実施する場合、指定きゅう務員に関しても、研修会等へ参加しなければならない。

5. 指定(承認)獣医師の取扱いについて

認定きゅう舎で診療業務を行うことができる獣医師は、主催者から、指定(承認)を受けた獣医師でなければならない。よって、主催者は、獣医師が主催者からの指定(承認)を受けていることを確認した後でなければ、認定きゅう舎で診療業務を依頼することが出来ないことについて、調教師に対する周知の徹底を図る。

なお、認定きゅう舎を申請した時点で指定した獣医師が主催者からの承認を受けていない場合は、認定きゅう舎が認定されるまでの間に、主催者からの承認を受けなければならない。

また、認定きゅう舎で診療を行う指定(承認)獣医師に対しては、禁止薬物発生防止に関する指示事項を遵守させることと同時に、競馬の公正確保に関する認識を常に維持させるため、全国公営競馬獣医師協会が行う研修会等への参加を求める。

6. 認定きゅう舎在きゅう馬の装蹄の取扱いについて

認定きゅう舎からの出走馬の装蹄に関しては、調教師の責任のもと、社団法人日本装蹄師会認定規定により装蹄師として認定された者が装蹄を行うこととする。なお、レース出走時に、「南関東地区の競走に使用許可する蹄鉄の基準」で規定された禁止蹄鉄を使用または使用しようとした場合は、調教師を制裁することとする。

7. 認定きゅう舎に在きゅうする馬の取扱いについて

(1) 認定きゅう舎において在きゅう馬の取扱いが行える人物の制限について

認定きゅう舎において在きゅう馬の飼養管理、調教を行える者は、調教師、調教師補佐、騎手、指定きゅう務員のみとする。また、認定きゅう舎在きゅう馬に診療を行うことが可能な者は、指定（承認）獣医師のみとする。

(2) 入りきゅう届、預託契約書の写し等の提出について

調教師は、認定きゅう舎に馬が入きゅうした場合は速やかに、認定きゅう舎入退きゅう届（別紙様式）の他、当該馬に係る委任状及び預託契約書の写しを主催者に提出しなければならない。

(3) 馬の健康手帳の写しの提出について

認定きゅう舎に馬を入きゅうさせる場合は、調教師の責任で、当該馬に対する個体及び健康状態の確認、健康手帳による伝染性疾病の検査や予防注射の接種の状況の確認を行うこととしているが、主催者は、調教師から馬の健康手帳の写しの提出を求め、防疫等に関する項目について、再度、確認を行うものとする。

(4) 認定きゅう舎に在きゅうする馬に対する特徴等の確認について

認定きゅう舎に馬を入きゅうさせる場合は、調教師の責任で、マイクロチップ等により個体の特徴の確認を行うこととする。また、調教師は当該馬がレースに出走する以前の段階で、主催者に対し、特徴等の個体照合を行ったことを、「認定きゅう舎入りきゅう馬個体特徴確認届出書」により届け出るものとする。

(5) 休養牧場等から認定きゅう舎への馬の入りきゅうについて

休養牧場等から認定きゅう舎へ馬を入きゅうさせる場合は、出発地の牧場等で責任がある立場の者から、輸送を行う馬に誤認がない旨を記載した書面を、調教師に対して提出することとし、主催者は、必要に応じて、当該書面の提出についての確認を行う。

8. 番組編成の取扱いについて

(1) 番組上の手続きについて

認定きゅう舎在きゅう馬がレースに出走するための手続きは、主催者管理施設の在きゅう馬と同様な手続きが必要となる。

馬登録 - 主催者が指定した日時に、競馬場、トレーニング施設等、主催者が指定した場所において行うものとする。

出走申込 - 調教師が、他の管理馬と同様に行う。

馬検査 - 調教師が馬検査時に出走予定馬を申請し、認定きゅう舎在きゅう馬出走予定表（別紙様式）を提出したことにより、馬検査を受けたものとする。なお、調教師が馬検査の申告を行うことが可能な頭数の上限は、原則として、主催者から貸与を受けた馬房数までとする。但し、当該開催に重賞競走が予定されている場合で、調教師が管理する当該開催の重賞競走出走予定馬（内きゅう・外きゅうを問わず）が以下の条件を満たす場合は、その頭数分を上乗せして、馬検査の申告を行うことができるものとする。

国際競走及び指定交流（重賞）競走

選定馬・補欠馬

一般重賞競走

A級格付け馬

3歳重賞競走

番組賞金 600万円以上

能力調教試験 - 競馬番組により、能力調教試験の受験申込みを行った馬は、主催者が指定する日時に、指定する競馬場において、能力調教試験を受験しなければならない。

出走投票 - 調教師が、他の管理馬と同様に行う。なお、重賞競走出走予定馬があるため主催者から貸与を受けた馬房数を超えて馬検査の申告を行った場合で、重賞競走出走投票を行い、重賞競走出走できない馬は、他の競走に出走することができる。

(2) 出走の制限について

認定きゅう舎からレースに出走する場合は、馬検査日までに認定きゅう舎に入りゅうしなければならない。なお、認定きゅう舎で馬検査を受けた馬が、馬検査を受けた日以降に、調教の方法等の理由で競馬場施設内のきゅう舎に移動した場合は、レースへの出走を認める。但し、競馬場施設内で馬検査を受けた馬が、馬検査を受けた日以降に認定きゅう舎に移動した場合は、当該馬検査に係る開催のレースへの出走は認めないこととする。

(3) 認定きゅう舎在きゅう馬の出走に際した手続きについて

認定きゅう舎在きゅう馬がレースに出走する場合、調教師は、馬検査日までに、「認定きゅう舎在きゅう馬出走予定表（別紙様式）」を番組編成委員に提出しなければならない。また、出走投票を行うまでに、「認定きゅう舎出走馬輸送届出書（申出書）」及び「認定きゅう舎出走馬調教日誌」を、主催者が指定する開催執務委員に提出しなければならない。

調教師から「認定きゅう舎出走馬調教日誌」の提出を受けた主催者は、認定きゅう舎からの出走馬の調教時の馬場の状況及び調教タイムとして、専門紙への情報提供に利用するものとする。

(4) 認定きゅう舎在きゅう馬が競馬場で調教を行う場合の取扱いについて

認定きゅう舎在きゅう馬が、追切り、馬場見せ等の理由で、一時的に競馬場で調教を行う場合、調教師は、来場する競馬場の主催者に対し、事前に申し出なければならない。なお、調教ゼッケンの貸与、専門紙への情報提供等に関しては、申し出を受けた主催者が、それぞれの競馬場の方式により対応することとする。

(5) 発走練習指定馬の取り扱いについて

発走練習指定馬の指定を受けた認定きゅう舎在きゅう馬が、出走投票を行うためには、所属主催者の発走委員が指定する日時及び場所において、所属主催者の発走委員による癖矯正の確認を受けなければならない。

9. 認定きゅう舎在きゅう馬の輸送の取扱いについて

(1) 認定きゅう舎から競馬場への馬の当日輸送について

出走投票時に認定きゅう舎に在きゅうする馬は、提出された「認定きゅう舎出走馬輸送届出書（申出書）」に基づき、競走当日、認定きゅう舎から、直接、競馬場へ馬を輸送しなければならない。なお、同時に輸送することが可能な馬は、同一の認定きゅう舎施設からレースに出走する馬及び能力調教試験を受験する馬に限定される。主催者管理施設への入りゅう、追切り、馬場見せ等、レースへの出走及び能力調教試験受験以外の理由で競馬場へ輸送する馬を同時に輸送することはできない。

(2) 輸送費の取扱いについて

レースへの出走、能力調教試験の受験、発走委員による癖矯正の確認、馬の登録等のため、認定きゅう舎から競馬場施設等に馬を輸送する場合、主催者は、原則として、輸送の費用負担や補助を行わないこととする。

(3) 輸送に利用する車両について

認定きゅう舎から競馬場施設等に馬を輸送する際に利用する車両は、競馬場における防疫対策要領に基づいた清掃、消毒等を行い、輸送中、馬が外部との接触が出来ない装備を備えた車両でなければならない。

10. 認定きゅう舎における情報について

(1) 調教師からの各種手続きの励行について

認定きゅう舎における馬の入退きゅう、勤務する者の変更等の全ての情報に関しては、調教師からの各種手続きを受けた段階で、主催者側が、内容を把握することが可能となり、番組編成等の開催業務が成立する。よって、認定きゅう舎の認定を受けた調教師に対しては、認定きゅう舎在きゅう馬が円滑に出走するためには、各種手続きの励行が必須条件であることの認識を持たせることとする。

(2) 主催者間の認定きゅう舎に関する情報の交換と共有について

各主催者は、認定きゅう舎に関する情報の交換と共有を円滑に行うため、調教師からの各種手続き等の情報を得た段階で、関地協に内容を伝えることとする。情報の伝達を受けた関地協は、内容を整理し、各場に伝達することとする。

平成 17 年 11 月 15 日	制 定
平成 18 年 3 月 28 日	一部改正
平成 19 年 1 月 23 日	一部改正
平成 21 年 1 月 1 日	一部改正
平成 22 年 2 月 16 日	一部改正
平成 23 年 2 月 15 日	一部改正
平成 24 年 3 月 8 日	一部改正
平成 26 年 7 月 1 日	一部改正
平成 27 年 4 月 1 日	一部改正
平成 27 年 11 月 1 日	一部改正
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正

南関東 4 競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について

南関東地区 4 競馬場において他地区地方競馬所属騎手（旧廃止競馬場所属騎手を含む。以下「他地区所属騎手」という。）が交流して騎乗する場合の取扱いは、下記のとおりとする。

記

1. 他地区所属騎手が南関東地区重賞競走に騎乗する場合の取扱いについて

- (1) 他地区所属騎手は、南関東地区で行われる重賞競走に騎乗することができる。
- (2) 南関東地区重賞競走に騎乗する他地区所属騎手は、当該重賞競走が行われる開催の指定された期日までに騎乗申込みを行うこととし、騎乗申込みがない場合は騎乗を認めない。

なお、他地区所属騎手が騎乗申込みを行う際は、当該重賞競走における騎乗予定馬を明示することとし、出走投票の結果、騎乗申込み騎手が騎乗予定馬に騎乗しない場合は、該重賞競走実施当日の交流騎乗は認めない。

- (3) 南関東地区重賞競走に騎乗する他地区所属騎手は、競走当日、最初に騎乗が予定されている競走の 2 時間前までに競馬場に来場することとし、当該騎手に対する在宅確認等を行わない。
- (4) 他地区所属騎手が南関東地区で実施する交流重賞競走に騎乗する場合は、南関東地区主催者が傷害保険の加入の手続き及び費用の負担を行うが、それ以外の重賞競走に騎乗する場合は、騎手本人が任意で加入するものとする。
- (5) 他地区所属減量騎手が南関東地区重賞競走に騎乗する場合、騎乗する重賞競走を含め、当日騎乗する全ての競走において、負担重量の軽減は行わない。なお、減量騎手は、通算勝利率数 31 勝以上の騎手でなければ、南関東地区 S I 重賞競走（主催者が特に定める J p n II 及び J p n III 競走を含む。）に騎乗することができない。

2. 他地区所属騎手が、期間を限定して南関東地区で騎乗する場合の取扱いについて

- (1) 南関東地区で期間を限定して交流騎乗が可能となる騎手の区分は、以下の条件に合致する騎手とする。

- ① 交流騎乗を行う年度の前年末（歴年）の時点で、通算 1,000 勝（冬季休催場においては 800 勝）以上の実績がある騎手（以下「勝利度数実績騎手」という。）
- ② 交流騎乗を行う年度の前年（歴年）に、所属する競馬場でリーディング 5 位以内の成績で、交流騎乗を行う年度の前年末（歴年）の時点で満 25 歳以下の騎手（以下「リーディング 5 位以内の若手騎手」という。）
- ③ 南関東地区で技術の研鑽を目指す騎手免許取得後騎乗経験 8 年以下、通算勝利度数 200 勝以下の騎手。但し、騎手免許取得後騎乗経験 3 年未満、又は通算勝利度数 50 勝未満の騎手は除く。（以下「技術研鑽騎手」という。）

なお、交流騎乗が可能な騎手は、同年度内 1 回に限り、「勝利度数実績騎手」、「リーディング 5 位以内の若手騎手」、「技術研鑽騎手」の何れか 1 区分にのみ、申請を行うことができる。

- (2) 南関東地区で期間を限定して交流騎乗を行う騎手の人数及び騎乗可能な期間は、以下のとおりとする。

- ① 勝利度数実績騎手

南関東地区各競馬場で年度内 2 名以内、交流騎乗が可能な期間は 2 ヶ月以内

- ② リーディング 5 位以内の若手騎手

南関東地区各競馬場で年度内 1 名以内、交流騎乗が可能な期間は 2 ヶ月以内

- ③ 技術研鑽騎手

南関東地区各競馬場で年度内 1 名以内、交流騎乗が可能な期間は 3 ヶ月以内

なお、交流騎乗が可能な期間の満了日が競馬開催中である場合は、原則として、当該競馬最終日まで交流騎乗を認める。但し、年度を跨いだ交流騎乗は認めない。

- (3) 一般社団法人関東地方公営競馬協議会（以下「関地協」という。）は、南関東地区で交流騎乗が可能な騎手に対し、年度が開始する前の段階で、地方競馬主催者を通して、当該年度における期間限定交流騎乗を行う希望の有無について、別紙様式 1 により意向調査を実施する。この意向調査の結果、南関東地区各競馬場における受入れ可能人数を超過した場合は、南関東地区主催者及び関地協が協議し、当該年度において南関東地区で交流騎乗を行う騎手を選定する。

また、意向調査の結果、南関東地区各競馬場での受入れ人数の上限に満たなかった場合は、当該年度に交流騎乗を希望した騎手を対象として、改めて意向調査を実施し、交流騎乗を行う騎手を選定する。

- (4) 南関東地区で交流騎乗を行う他地区地方競馬所属騎手が選定された後、当該騎手が事故等の都合により騎乗できなくなった場合、他の他地区所属騎手の追加選定は行わない。
- (5) 南関東地区で期間限定交流騎乗を行う騎手は、当該期間中は、南関東地区調教師に所属することとする。他地区所属騎手を引き受ける南関東地区調教師は、調教師が所属する競馬場の騎手会及び調教師会の了承を得た後に、他地区所属騎手が交流騎乗を開始する 1 ヶ月前までに、別紙様式 2 による申請書を、調教師が所属する主催者に提出することとする。

なお、期間限定交流騎乗を行う騎手が南関東地区に来場可能となるのは、期間限定交流騎乗を開始する日の 10 日前からとする。

- (6) 南関東地区で期間限定交流騎乗を行う騎手は、当該期間中は、南関東地区所属馬による J R A 又は他地区地方競馬で行われる交流競走での騎乗や、他地区で実施される騎手

招待競走等の特別な事情が認められる場合を除き、南関東地区以外での競走の騎乗は、原則認めないものとする。

ただし、上記以外においても、重賞競走への騎乗等を当該主催者が認め、期間限定騎乗の期間中に所属する調教師が了承した場合はこの限りではない。

- (7) 南関東地区で期間限定交流騎乗を行う騎手は、当該期間中は、騎乗申込、在宅確認及び行動証明書の提出、調整ルームへの入室、騎乗制限等については、全て、南関東地区所属騎手と同様に取り扱う。
- (8) 南関東地区で期間限定交流騎乗を行う騎手は、当該期間中は、南関東地区主催者が提示する金額以上の補償がある傷害保険に加入しなければならない。

3. その他

- (1) 南関東地区で行われる交流競走等で騎乗するJRA所属騎手、他地区地方競馬所属騎手及び外国人騎手に関しては、南関東地区所属騎手と同じ騎乗制限（1日の騎乗回数8回以下、連続騎乗6回以下）を適用する。
- (2) 南関東地区で行われる指定交流重賞競走及び地方交流重賞競走に騎乗する他地区所属騎手で、当該競走に出走する馬の所属場若しくは常時交流競馬場に所属しない騎手の場合は、(1)の規定は適用せず、1日の騎乗回数を4回以下とする。
- (3) 南関東地区で実施される重賞競走以外の競走で他地区所属騎手が騎乗する場合における騎乗制限等の取扱いに関しては、「1. 他地区所属騎手が南関東地区重賞競走に騎乗する場合の取扱いについて」を準用する。
- (4) 他地区所属騎手が南関東地区で騎乗する際に使用する服色は、所属する競馬場等で指定された服色を使用する。但し、所属する競馬場等で指定された服色が、南関東地区所属騎手と同じ又は似かよった服色である場合等、開催執務委員長が認めた場合は、別途、協議する。
- (5) 外国人騎手（外国で騎乗する日本国籍の騎手を含む。以下同じ。）が短期免許取得により南関東地区で期間限定交流騎乗を行う場合は、南関東地区各競馬場で年度内1名以下、交流騎乗期間3ヶ月以内とし、同一人物が同一年度に南関東地区の2ヶ所以上の競馬場に所属して、期間限定交流騎乗を行うことは認めない。
- (6) 外国人騎手が短期免許取得により南関東地区で行われる重賞競走等の特定レースにのみ騎乗する場合は、(5)の規定は適用されない。但し、騎乗が可能な日は、当該競走の実施日に限られる。
- (7) 外国人騎手が短期免許取得により、南関東地区で期間限定交流騎乗を行う場合は、関東協同協議会騎手服色指定規程に基づき指定する服色を使用する。

南関東地方競馬において、地方競馬から中央競馬に移籍した騎手が中央交流競走以外の競走に騎乗する際の服色の指定に係る申合せ事項

中央交流競走の実施日に、地方競馬から中央競馬に移籍した騎手が、当該交流競走以外の競走に騎乗する際に、地方競馬在籍時の騎手服での騎乗を希望した場合、下記のとおり申合せを行う。

記

地方競馬から中央競馬に移籍した騎手（南関東地方競馬から移籍した騎手で、一般社団法人関東地方公営競馬協議会（以下、「関地協」という。）が服色の指定をまっ消していない騎手を除く。）が、中央交流競走以外の競走に騎乗する場合、別に定める「申合せ事項の運用」により、地方競馬所属時の服色を指定できるものとする。

ただし、主催者が当該競走において、南関東所属騎手等と同じ又は似通った服色と判断した場合は、別途、協議するものとする。

南関東 4 競馬場において地方競馬から中央競馬に移籍した騎手が、中央交流競走当日に実施される他の競走に騎乗する際の服色の指定に係る申合せ事項の運用について

第 1 目的

地方競馬から中央競馬に移籍した騎手が、南関東地方競馬で実施される中央交流競走において騎乗する場合で、交流競走当日に実施される他の競走に騎乗する際に地方競馬所属時の騎手服で騎乗することを希望する場合の取り扱いについて、南関東地方競馬で統一した見解とすることを目的とする。

第 2 申請

南関東地方競馬で、地方競馬所属時の服色の指定を受けたい上記騎手は、様式第 1 の「服色指定申請書(J)」（別記様式「服色指定申請書(J)添付」）を当該主催者を經由して一般社団法人関東地方公営競馬協議会（以下、「関地協」という。）に提出しなければならない。

第 3 服色の指定

第 2 の申請を受けた主催者は、関地協に申請書を送付する。送付を受けた関地協は、前所属競馬場に照会し、相違ないと認めたときは、服色の指定を行う。

第 4 通知

服色の指定を行った関地協は、当該主催者を經由して当該騎手に様式第 2 「服色指定書

(J)を交付し、その写しを主催者に送付する。

第5 服色指定書(J)の保存

「服色指定書(J)」は、2部作成し、内1部は関地協においてこれを保存する。

第6 有効期間

当該騎手から様式第3「服色の取消届(J)」があったとき、騎手でなくなったときまでとする。

第7 処分

服色の指定を受けた騎手が、指定を受けた騎手服を着用しない場合、制裁の対象となることがある。

第8 その他

この申合せ事項の運用は平成26年10月1日から実施する。

平成 22 年 1 月 1 日 制 定
平成 23 年 3 月 18 日 一部改正
平成 24 年 1 月 1 日 一部改正
平成 25 年 1 月 1 日 一部改正
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

特別区競馬組合競馬実施規則第 51 条に定める騎手が 競走に騎乗するとき使用する騎手服等について

I. 騎手服

1 競走に使用する騎手服

(1) 南関東所属騎手

関東地方公営競馬協議会が指定する騎手服を使用する。

なお、指定交流競走及び J R A 交流競走において J R A 所属馬に騎乗する際は、J R A の登録を受けた馬主の服色を使用する。ただし、当該騎乗馬が J R A における服色登録がなされていない場合、又はやむを得ない理由により、登録した服色が使用できない場合は、2 の特別区競馬組合（以下「組合」という。）が指定する騎手服を使用する。

(2) 他地区地方競馬所属騎手

所属主催者が指定する騎手服を使用する。

なお、指定交流競走及び J R A 交流競走において J R A 所属馬に騎乗する際は、J R A の登録を受けた馬主の服色を使用する。ただし、当該騎乗馬が J R A における服色登録がなされていない場合、又はやむを得ない理由により、登録した服色が使用できない場合は、2 の組合が指定する騎手服を使用する。

また、南関東地区所属騎手が使用する騎手服と類似する場合であって、両騎手が同一の競走に騎乗する際は、2 の組合が指定する騎手服を使用する。

(3) J R A 所属騎手

指定交流競走及び J R A 交流競走において J R A 所属馬に騎乗する際は、J R A の登録を受けた馬主の服色を使用する。ただし、当該騎乗馬が J R A における服色登録がなされていない場合、又はやむを得ない理由により、登録した服色が使用できない場合は、2 の組合が指定する騎手服を使用する。

また、指定交流競走及び J R A 交流競走実施日と同日に行われる競走で地方競馬所属馬に騎乗する際は、2 の組合が指定する騎手服又は、関東地方公営競馬協議会が指定する騎手服を使用する。

(4) 地方競馬において騎手服の指定を受けていない者については、2 の組合が指定する騎手服を使用若しくは、その都度服色指定申請を行う。

(5) その他交流競走等において開催執務委員長が必要と認めた場合は、その都度服色指定申請を行う。

2 組合が指定する騎手服

組合が指定する騎手服は、枠番号別とし、次のとおりとする。

枠番号	馬番号	服色
1	小	白、紫十字たすき、そで紫一本輪
	大	胴白・紫十字たすき、そで紫・白二本輪
2	小	黒、水色十字たすき、そで水色一本輪
	大	胴黒・水色十字たすき、そで水色・黒二本輪
3	小	赤、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴赤・白十字たすき、そで白・赤二本輪
4	小	青、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴青・白十字たすき、そで白・青二本輪
5	小	黄、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴黄・白十字たすき、そで白・黄二本輪
6	小	緑、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴緑・白十字たすき、そで白・緑二本輪
7	小	橙、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴橙・白十字たすき、そで白・橙二本輪
8	小	桃、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴桃・白十字たすき、そで白・桃二本輪

II. 保護ベスト

下表に掲げる基準を満たしたものを使用する。

1	J R A 基準	DESCENTE
2	ヨーロッパ基準	EN3158 : 2000 Level 1
3	オーストラリア基準	ARB1998
4	イギリス基準	Satra Jockey Vest Standard Document M6 issue3
5	アメリカ基準	ASTM F2681-08

(『競馬と生産に関する国際協約第 27 条付録』より)

III. 帽子

帽子は、枠番号別に色分け、左側に馬番号を記した布を貼付したものとし、主催者が騎手に貸与する。

枠番号に応じる帽子の色等は、次のとおりとする。

なお、同一騎手服等の馬が、出走投票の結果、同枠となった場合は、馬番号の大きいものが四ツ割染分けを使用する。

枠番号	帽子の色		馬番号の色 (地色/番号色)
1	白		白/黒
	染分け	白・水色	白/黒
2	黒		黒/白
	染分け	黒・白	黒/白

3	赤		白／黒
	染分け	赤・白	白／黒
4	青		黒／白
	染分け	青・白	黒／白
5	黄		白／黒
	染分け	黄・白	白／黒
6	緑		黒／白
	染分け	緑・白	黒／白
7	橙		白／黒
	染分け	橙・白	白／黒
8	桃		白／黒
	染分け	桃・白	白／黒

南関東地方競馬に騎乗できる騎手及び騎乗の制限について

交流競走（騎手招待競走を含む）実施当日において、下記１に区分する騎手が騎乗できる出走馬の所属による騎乗の可否について、下記２のとおり定める。

1. 騎手区分

- (1) 南関東所属騎手
南関４場を原籍とする騎手をいう。
ただし、期間限定騎乗で他地区地方競馬に移籍中の騎手は、他地区所属騎手として取扱う。
- (2) 期間限定騎乗騎手
「南関東４競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について」の２及び３の定めにより、南関４場で期間を限定して交流騎乗する他地区所属騎手及び外国人騎手をいう。
- (3) 南関重賞騎乗騎手
「南関東４競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について」の１の定めにより、南関東地区重賞競走（交流競走を除く）に騎乗するために来場する他地区所属騎手をいう。
- (4) 他地区所属騎手
大井競馬番組５－(3)－エに掲げる競走に騎乗するために来場する南関４場以外の地方競馬に所属する騎手をいう。
- (5) J R A所属騎手
大井競馬番組５－(3)－エに掲げる競走に騎乗するために来場するJ R A所属騎手（短期免許を取得している外国人騎手を含む）をいう。
- (6) 外国人騎手
国際交流競走及びその他交流競走出走する外国馬に騎乗するために来場する日本国以外で騎手免許を受けた騎手をいう。

2. 出走馬の所属による騎乗の可否

- (1) 交流競走
ア １競走のみ実施される場合

騎手区分 出走馬の所属	南関東 所属騎手	期間限定 騎乗騎手	南関重賞 騎乗騎手	他地区 所属騎手	J R A 所属騎手	外国人 騎手
南関東所属馬	○	○	○	○	×	×
他地区所属馬	○	○	○	○	×	×
J R A所属馬	○	○	×	×	○	×
外国馬	○	○	○	○	×	○

イ 同日に2競走以上実施される場合

騎手区分 出走馬の所属	南関東 所属騎手	期間限定 騎乗騎手	南関東賞 騎乗騎手	他地区 所属騎手	J R A 所属騎手	外国人 騎手
南関東所属馬	○	○	○	○	○	○
他地区所属馬	○	○	○	○	○	○
J R A所属馬	○	○	×	×	○	×
外国馬	○	○	○	○	○	○

※ J R A所属騎手及び外国人騎手はいずれか1競走はアによる騎乗が必要

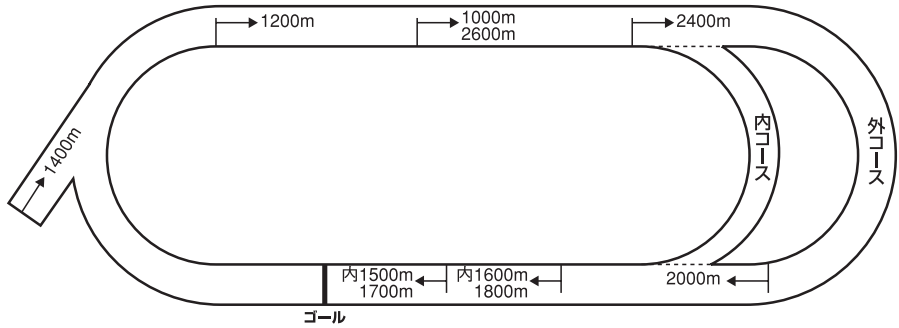
(2) 交流競走当日に実施される他の競走（南関東所属馬）

いずれの騎手区分であっても、騎乗することができる。

ただし、J R Aの短期免許を受けた外国人騎手の騎乗については、当該交流競走に限られる。

また、同一騎手が1日に連続して騎乗する回数は、「南関東4競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について」による。ただし、減量騎手の負担重量の軽減は行わない。

大井競馬場馬場略図



馬場の形態

1. 本馬場

砂	右回り				
一周距離	<table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"> <tr> <td>外コース</td> <td>1600 m</td> </tr> <tr> <td>内コース</td> <td>1400 m</td> </tr> </table>	外コース	1600 m	内コース	1400 m
外コース	1600 m				
内コース	1400 m				
幅員	25 m				
高低	平坦				

2. 練習馬場

砂	
一周距離	1500 m
幅員	15 m
高低	平坦